

経営系専門職大学院認証評価

点検・評価報告書

経営系専門職大学院名称 : 大原大学院大学
会計研究科 会計専攻

目 次

序 章	1
本 章	
1 使命・目的・戦略.....	7
2 教育の内容・方法、成果等	
(1) 教育課程等.....	13
(2) 教育方法等.....	21
(3) 成果等.....	35
3 教員・教員組織.....	38
4 学生の受け入れ.....	46
5 学生支援.....	52
6 教育研究環境.....	56
7 管理運営.....	63
8 点検・評価、情報公開.....	69
終 章	83

序 章

(1) 大原大学院大会計研究科会計専攻の設置の経緯及び目的、特色について

① 本学の設置の経緯

大原大学院大学の母体である大原学園は、1957年、東京都千代田区に大原簿記学校として誕生し、その後、全国に簿記教育を啓蒙・普及させるとともに、法律、情報、医療などを含む専門学校として発展してきた。創立者である武市春男は、昭和の初期から商業学校で商業教育に携わり、産業界の発展に有為な人材を育ててきた。そして武市は、戦後間もない1951年の米国教育の視察で、職業教育がきわめて活発であることに触れ、わが国でもそのような教育を通じて有為な人材を産業界に送り出すことが必要であるとの考えから、大原簿記学校を創設したのである。以来、今日に至るまで半世紀にわたり、専修学校の専門課程および社会人教育を通じて、会計専門職業人を多数世に送り出している。

大原学園は、専門職大学院が制度化されたのを契機に、今まで培ってきた会計に関する教育をより高度化し、わが国の経済発展に寄与することを志向して、2006年に大原大学院大学を設置した。

本学の設置については上述のとおりであるが、2014年度において専攻名を変更し、また2015年度より昼夜開講制を実施することになったので、これについて説明しておきたい。

本学の設置時の専攻名は、「会計監査専攻」であった。設置時には、主として監査業務に従事する人材の養成を目的としていたからである。しかし、近年、公認会計士を志願する者自体が大幅に減少し、その大幅増加はかなりの期間見込めないこと、また本学における修了生の修了後の進路状況などを勘案し、本学の養成する人材像を再検討したところ、それを主として監査業務に従事する人材とすることは適当ではないとの結論に至った。そこで2012年度の入学者から、養成する人材像を具体的には、1)公認会計士、2)企業および公的機関の財務部門のスペシャリスト、3)税務のスペシャリストと定めた。さらに、2014年の入学者より、修士論文作成希望者のための論文指導も開始している。今後は、これにより、税理士志望の志願者が増加するものと予測される。そこで、2014年の入学者から、養成する人材像を具体的に、1)公認会計士、2)税理士、3)企業および公的機関の財務部門のスペシャリストと定めた。

上述したところから明らかなように、本学の養成する人材像は、本学の設置時と現在では異なっている。また、現在の養成する人材像は、今後も基本的には大きな変更はないものと考えている。そこで2014年度より、現在の養成する人材像と符合する専攻名とするため、「会計監査専攻」から「会計専攻」に変更することにした。

また、2015年度より、社会人学生を積極的に受け入れるために、昼夜開講制を実施することにした。昼間の授業（平日の9:50～17:10）は従来どおり実施することと

し、さらに平日の夜間（18:10～21:20）と土曜日（9:50～17:10）に授業を行うことにしている。これにより社会人学生の受け入れ体制ができたので、今後はその内容の充実に努めたいと考えている。

② 教育上の目的

今日、会計の果たす社会的責任は、ますますその重要性を増してきている。また企業のグローバル化、高度情報化の進展など社会経済環境の激変は、財務会計と管理会計の双方の内容にきわめて大きな変化を及ぼしている。とりわけ、会計基準を国際的標準に合わせることは、今日の会計における重要なテーマの一つである。さらに、名門企業の粉飾決算が発覚し、企業会計の公正性を確保することが企業会計の信頼性とわが国経済の信頼性を保つ上で不可欠となっており、会計監査の質的向上は喫緊の課題となっている。一方、税務に目を向けると、独立した公正な立場から納税義務の適正な実現を図ることが必要である。

こうした課題に応えるためには、学術的研究と実務的技能を高度に兼ね備え、加えて職業倫理観と論理的判断力を合わせ持った高度会計専門職業人の養成が何よりも必要となってきた。本学はこうした社会的要請に応える人材を育成することを目的としている。

③ 本学の特色

本学の主要な特色を示せば、次のとおりである。

- 1) 第1の特色は、上の②（教育上の目的）で述べたような人材を育成するために必要不可欠な科目を盛り込み、高度で専門的な知識と技能を段階的・体系的に学べるカリキュラムを編成していることである。

学修分野を7系統に区分し、そこには計66科目が配置され、また研究指導には計4科目が配置されている。会計専門職に必要な高度の知識や技能を身に付けるために必須の科目を、財務会計、管理会計、監査、税法分野を中心に配置し、また幅広い見識を養うために法律、経済・経営、情報・統計分野に、会計の周辺知識を充実させるのに必須な科目を配置している。これらの科目を基本科目、発展科目、応用・実践科目と段階的に学んでいくことで、2年間という限られた期間で即戦力となり得る会計専門職業人を養成する。1年次は基礎知識の修得が中心となり、2年次にかけて応用的な論点に実務的な手法が融合されていく。必修科目は会計職業倫理のみで、学生が目指す会計専門職業人像に応じて幅広く自由に授業科目の選択が行えるように配慮してある。そして2年次には、選択必修科目として演習科目が配置されている。演習では、知識や技能の修得だけではなく、現場の実務に必要となる論理的思考力や分析力あるいは問題解決力を培うことを授業の目標としている。

- 2) 第2の特色は、少人数教育と双方向性の高い授業を行っていることである。

本学の1学年の定員は30名である。この30名の学生に12名の専任教員がおり、

学習面はもちろん生活面まで幅広くサポートしている。また、各学年に担任制が採られており、入学前の準備指導から入学後の履修届け、学生生活の相談、将来のキャリアプランまで、各人の個性や能力に合ったきめ細かな個別指導を実施し、徹底した少人数教育を行っている。

また、1 学年 30 名定員という少人数の利点を生かして、学生の主体的参加を促す双方向性の高い授業が行われている。ゼミ形式の授業では活発な議論が展開され、講義形式の授業であっても学生との質疑応答が積極的に行われている。

- 3) 第 3 の特色は、研究者教員と実務家教員がバランス良く配置されていることである。

本学の専任・客員・兼任教員は全部で 23 名である。そのうちの約半数の 12 名が公認会計士あるいは税理士である。実務の裏付けとなる緻密な理論を学び、一方で理論を実務にどう生かすかを現場の生の声で知ることができる体制となっている。

- 4) 第 4 の特色は、本学の学生は大学院の授業とは別に大原学園で開講している各種の講座を無料で受講できることである。

本学の学生は、大学院の授業とは別に、本学の母体である大原学園が開講している次の講座を無料で受講することができる。

「公認会計士受験講座」、「米国公認会計士 (USCPA) 受験講座」、「税理士受験講座」、「日商簿記検定 1 級受験講座」、「英文会計 (BATIC) 講座」、「TOEIC®TEST 対策講座」、「就職対策講座」

(2) これまでと今後の自己点検・評価活動および外部評価などへの取組み

① これまでと今後の自己点検・評価活動

本学はこれまで、経営系専門職大学院認証評価および機関別認証評価を受ける前年度において、定められた評価項目にしたがって全学的な自己点検・評価作業を行い、それ以外の年度においては、当該認証評価で指摘された問題点や指摘事項に絞って自己点検・評価作業を行ってきた。そしてこれらの結果は、「自己点検・評価報告書」または「自己点検・評価報告書 (改善事項)」として公表してきた。具体的には以下のとおりである。

「大原大学院大学自己点検・評価委員会規程」を定め、恒常的な委員会として自己点検・評価委員会を設置し、同委員会が中心となって、2009 年度から自己点検・評価作業を行っている。同年の自己点検・評価作業は、2010 年度の大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価の申請に向けて行われたものであり、その結果は「2009 年度自己点検・評価報告書」として、2010 年 11 月に本学のホームページにおいて公表した。

2009 年度の自己点検・評価で明らかになった問題点についての自己点検・評価は、

「2010 年度自己点検・評価報告書（改善事項）」として、2012 年 1 月に本学のホームページにおいて公表した。本報告書は、2010 年度の自己点検・評価活動として作成したものである。

2011 年度には、2012 年度の大学基準協会による機関別認証評価の申請に向けた自己点検・評価作業を行い、その結果は「2011 年度自己点検・評価報告書」として、2012 年 11 月に本学のホームページにおいて公表した。2013 年の 7 月には、「2013 年度経営系専門職大学院認証評価に関する改善報告書」を本学のホームページに公表した。本報告書は、2010 年度の経営系専門職大学院認証評価の結果を受けて、大学基準協会より提出を求められていたものであり、それは実質的には 2012 年度（まで）の改善報告書である。

上述の本学におけるこれまでの自己点検・評価活動から明らかなように、本学のこれまでの自己点検・評価は、実質的かつ継続的なものとして実施されるまでには至っていない。この点は、二つの認証評価（経営系専門職大学院認証評価および機関別認証評価）において、問題点として指摘された事項である。このような指摘があったにもかかわらず、当該問題点に対して改善を行うことができなかったのは、本学の専任教員が少ないこともあり、二つの認証評価の申請に向けた自己点検・評価と当該認証評価で指摘された問題点や指摘事項の対応にほぼ追われていたのが実情であったからである。しかし、自己点検・評価がきわめて重要であることを考えるならば、どのような事情があるにせよ、今後は自己点検・評価を実質的かつ継続的に実施することが必要であるとの考えに至った。そこで今後は、自己点検・評価委員会が中心となって、本学における教育・研究活動などの総合的状況について、毎年、自己点検・評価を実施し、その結果を本学の教育・研究活動の改善に繋げていきたいと考えている。

② これまでと今後の認証評価・外部評価などへの取組み

本学がこれまで認証評価を受けた自己点検・評価は、大学基準協会による 2010 年度の「経営系専門職大学院認証評価」と 2012 年度の「機関別認証評価」の二つであり、それ以外の自己点検・評価（改善事項）については外部からの評価を受けていない。

教育・研究の質向上のためには、自己点検・評価はすべて外部の評価を受けることが必要である。教育・研究の質向上のためには、外部評価によって学外からの意見を反映させることがきわめて重要であるからである。これまで本学が、自己点検・評価（改善事項）について外部評価を受けなかったのは、時間的余裕がなかったからである。しかし、外部評価の重要性を考えるならば、このような障害は乗り越えなければならない。

そこで今後は、二つの認証評価は大学基準協会の評価を受け、それ以外の自己点検・評価はすべて 2014 年度に新たに設置することを決定した外部評価委員会の評価

を受けることにする。当該委員会は、外部の会計研究者および実務家約5名によって構成されている。

自己点検・評価の結果は、教育・研究活動の改善に結びつけられなければならない。本学ではそのような結びつけの機関として、将来計画検討委員会を設置している。将来計画検討委員会では、自己点検・評価過程において指摘された事項について議論し、改善に向けた方針を決定して、関係する委員会にその具体的な改善策の策定を委託する。そしてその改善策を踏まえて改善が進められる。

以上これまでと今後の自己点検・評価活動と認証評価・外部評価への取組みについて述べてきたが、本学における今後の自己点検・評価活動などは次のようになる。

自己点検・評価を実質的かつ継続的に実施する。つまり、自己点検・評価委員会が中心となって、本学における教育・研究活動などの総合的状況について、毎年、自己点検・評価を実施する。毎年行われる自己点検・評価は、「認証評価機構」または「外部評価委員会」の評価、すなわち第三者からの評価を受ける。そして自己点検・評価の結果を教育・研究活動の改善に結びつけるこれまでの仕組みに基づき、本学の教育・研究活動の改善が進められる。

本章

1 使命・目的・戦略

項目1：目的の適切性

経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命 (mission) とは、優れたマネジャー、ビジネスパーソンの育成を基本とし、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門的知識を身につけ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成である。

各経営系専門職大学院では、この基本的な使命のもと、それを設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を定めることが必要である。また、固有の目的には、各経営系専門職大学院の特色を反映していることが望ましい。

<評価の視点>

1-1：経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定すること。〔F群〕

1-2：固有の目的は、専門職学位課程の目的に適ったものであること。〔「専門職」第2条第1項〕〔L群〕

1-3：固有の目的には、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

大原大学院大学は会計研究科会計専攻（以下、本専攻という。）の1研究科1専攻のみを設置する会計専門職大学院である。

専攻名は2013年度までは会計監査専攻であったが、2014年度から会計専攻に変更した。これは開学以来、会計業務の中でも主に監査に重点を置いた専攻名となっていたが、これを税務なども含め、より広い業務を遂行する会計専門職業人を養成している現状を踏まえて、変更が必要と判断した結果である。

この専攻名の変更を反映させて本専攻の理念・目的についても一部修正を加え、ホームページに次のように掲載している。（大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/> 参照）

「1. 理念

大原学園は、専門職大学院が制度化されたのを機に、今まで培ってきた会計に関する教育をより高度化し、我が国の経済発展に寄与することを目的として、2006（平成18）年大原大学院大学を設置しました。大原学園は創立以来、多くの公認会計士及び税理士等を世に送り出してきましたが、これからは会計の第一線で活躍する、より高度な会計専門職業人を大原大学院大学から輩出することが使命と考えています。

本学はこのように、大原学園の建学の精神と伝統を継承して開学しましたが、時代の進展と社会の要請を踏まえ、『学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備えた高度会計専門職業人を養成する』ことを教育の理念とします。すなわち、『学術的研究の実践』、『実務的技能の習得』、『職業倫理の醸成』を教育の柱とし、より高度な会計専門職業人を育成することによって社会に貢献することを目指します。

2. 教育上の目的

今日、会計の果たす社会的責任はますます重要性を増しています。また、企業活動の国際化、IT技術の進展に伴い、会計諸基準を国際的標準に合わせることは重要なテーマとなってきています。さらに、名門企業の粉飾決算などが発覚し、企業会計の公正性を確保することが企業の信頼性、我が国経済の信頼性を保つ上で不可欠となっており、会計監査の質的向上は喫緊の課題と

なっています。一方、税務に目を向けると、独立した公正な立場から納税義務の適正な実現を図ることが必要です。こうした課題に応えるためにも学術的研究と実務的技能を高度に兼ね備え、加えて職業倫理観を合わせ持った高度会計専門職業人の養成がなにより必要となってきました。本学はこうした社会的要請に応える人材を育成することを目的といたします。」

また、ホームページの記述の要約を、大学案内および学生及び教職員に配付する会計研究科ガイドブックに掲載している。(大学案内(2015年4月入学用)表3、2014年度会計研究科ガイドブック(2014年度4月入学生用)p.1参照)

以上のように、本専攻は会計専門職大学院として、課せられた基本的な使命と固有の目的を明確に設定している。(評価の視点1-1)

このように高度会計専門職業人の養成を目的とした本専攻の理念、教育上の目的は、専門職大学院設置基準第2条第1項に適ったものであると考える。(評価の視点1-2)

本専攻は高度会計専門職業人を養成することを固有の目的とするが、この目的には、我が国の経済社会を支える会計専門職業人として必要な知識および技能を養成すること、そして何より大切な会計の公正性を確保するための職業倫理観を醸成することが盛り込まれており、本専攻固有の目的の特色となっている。(評価の視点1-3)

<根拠資料>

- ・資料 ー : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/>
→ 大学院概要
- ・資料1-1 : 大学案内(2015年4月入学用)p.27 大原大学院大学の理念、教育上の目的
- ・資料1-2 : 2014年度会計研究科ガイドブック(2014年度4月入学生用)
p.1 1.概要(1)大原大学院大学の理念(2)教育上の目的
- ・資料1-3 : 第81回教授会議事要録(抜粋)
「教育上の理念、目的、養成する人材像の変更に関する部分」

項目2: 目的の周知

各経営系専門職大学院は、学則等に定められた固有の目的をホームページや大学案内等を通じて社会一般に広く明らかにするとともに、教職員・学生等の学内の構成員に対して周知を図ることが必要である。

<評価の視点>

1-4: ホームページや大学案内等を通じ、固有の目的を社会一般に広く明らかにすること。(「学教法施規」第172条の2)〔F群、L群〕

1-5: 教職員・学生等の学内の構成員に対して、固有の目的の周知を図ること。〔F群〕

1-6: 固有の目的を学則等に定めていること。(「大学院」第1条の2)〔L群〕

<現状の説明>

本専攻の目的はホームページ及び大学案内を通じて社会一般に公表されている。さらに入学希望者を対象とした入試説明相談会において、本専攻の理念・目的を紹介し、正しく理解されるよう努めている。(評価の視点1-4)

また、教職員・学生等の学内構成員に対しては毎年配付する会計研究科ガイドブックに理念・

目的を掲載し、次の方法により確認を求めている。教職員に対しては、会計研究科ガイドブックが完成して配付した際に確認するように要請し、学生に対しては、年度始めに行うオリエンテーションの際に会計研究科ガイドブックを配付し、学年担任教員から理念・目的について説明を行っている。(評価の視点 1-5)

以上のように、社会一般、学内構成員に対して本専攻の目的を周知している。

また、学則において次のように定めている。

第1条では会計専門職大学院のみを設置する大学院大学として、その目的を定めている。

「第1条 大原大学院大学（以下『本学』という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところに従い、時代の進展と社会の要請に応えうる有能な会計専門職業人を養成するため、会計理論及び実務における高度の専門的職業能力を授け、もって我が国及び国際社会の発展に寄与することを目的としている。」

第3条では専門職学位課程の目的を定めている。

「第3条 本学に専門職学位課程を置く。

2. 前項の課程は、高度の専門性が求められる会計専門職業人を養成するための深い学識及び卓越した能力を培う教育を行うことを目的とする。」

このように学則において会計専門職大学院を設置する大学院大学として、大学院大学及び研究科の目的を明確に規定し、ホームページ(大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/access2.html> 参照) および会計研究科ガイドブック(2014年度会計研究科ガイドブック(2014年度4月入学生用 p.205 参照) に掲載している。(評価の視点 1-6)

<根拠資料>

- ・資料 ー : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/access2.html>
→大原大学院大学情報>大原大学院大学 学則 (2013年12月改)
- ・資料1-1 : 大学案内(2015年4月入学生用) p.27 大原大学院大学の理念、教育上の目的
- ・資料1-2 : 2014年度会計研究科ガイドブック(2014年度4月入学生用)
p.205 大原大学院大学学則 第1条、第3条

項目3 : 目的の実現に向けた戦略

各経営系専門職大学院は、その固有の目的の実現に向けて、中長期ビジョンを策定し、それに対する独自の資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける戦略を作成することが必要である。また、作成した戦略は、固有の目的の実現に向けて、できる限り速やかに実行することが望ましい。

<評価の視点>

1-7: 固有の目的の実現に向けて、中長期ビジョンを策定し、それに対する資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける戦略を作成すること。〔F群〕

1-8: 固有の目的の実現に向けて作成した戦略を実行しているか。〔A群〕

<現状の説明>

本専攻は、開学以来、定員を大幅に下回る状況が続き、目的を十分実現するに至らなかったが、2013年4月に中長期ビジョンを策定し、従来の公認会計士養成に重点を置いた教育方針を転換し、

税理士養成にも努めることとした。

中長期ビジョンは次のとおりである。(2013 年度 第 1 回 将来計画検討委員会議事要録(抜粋)参照)

「本学の教育目標達成についての中長期ビジョンとアクションプランを以下のように策定した。

(1) 中長期ビジョン

- ①高度の専門的職業能力を身につけるためのカリキュラムの充実
- ②理論と実務を融合させるために社会人学生の積極的な受け入れ
- ③国際社会の発展に寄与するための留学生の受け入れ体制の充実
- ④教育・研究施設の充実

以上とする。

(2) アクションプラン

①演習科目の充実と論文指導の開始

2013 年度から 2 年次の前・後期で演習科目を 2 単位以上履修することにした。

2014 年度から財務会計と租税法の論文指導を行うことにした。

②社会人学生の受け入れ体制の検討

平日の夜間と土日の授業を実施することにした。実現のためにはカリキュラム変更を伴うので、3~5 年の期間で行うことにした。

③留学生支援体制の強化

2013 年度より就職支援体制を強化する。個別指導を前提として本人・学年担任・就職指導職員が連携して行うことにした。

④教育研究環境の整備

2012 年度に図書環境を紙中心から電子中心に改善した。しかし、まだ充分とはいえない状態なので継続して環境整備を続けていく。」

このなかでも、アクションプランの①論文指導の開始と②社会人学生の受け入れ体制の検討による平日夜間と土日の授業実施および③留学生支援体制の強化の一環としての就職支援体制の強化が定員充足にとって重要な戦略となる。(評価の視点 1-7)

この中長期ビジョンに基づく戦略達成のため、2014 年度入学者より会計学(財務会計)および税法の論文指導を開始した。これにより、入学定員 30 名に対して入学者 10 名前後だった人数が、2014 年度には入学者 21 名まで増加した。

また、論文指導の開始に伴い、社会人から夜間、土日の開講を望む声が増加したため、2015 年度から昼夜開講制に移行することとしている。これにより、入学定員および収容定員の充足を目指す。

公認会計士及び税理士として経済社会に貢献するためには、大学院で高度会計専門職業人となるための十分な教育研究とともに、国家試験に合格することが必要となる。本専攻の経営母体である大原学園は公認会計士試験および税理士試験の受験講座を有しており、大きな実績をあげている。そこで、本専攻はこれらの受験講座を課外講座として無料で受講できる制度(「無料受講制度」)を以前より設け、学生が目標を達成できるように後押ししているが、これを引き続き推進する。

また、一般企業への就職を希望する学生もいることから、大原学園の簿記講座、米国公認会計士(USCPA)講座などを課外講座として無料で受講できるようにしてきたが、さらに就職指導を充実させるために、大原学園の就職指導職員、本専攻の学年担任教員及び事務職員が協力し

て在学中の2年間を通じて就職指導にあたる体制を確立した。現在、就職指導セミナーへの学生の参加は多いとはいえないが、継続して成果を上げる所存である。(評価の視点1-8)

<根拠資料>

- ・資料 ー : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/life.html>
→ 学生生活>無料受講制度(課外学習/入学前学習)
- ・資料1-1: 大学案内(2015年4月入学用)
p.11 大原大学院大学の特色 1.カリキュラム p.20 サポート体制 無料受講制度
- ・資料1-4: 2013(平成25)年度 第1回 将来計画検討委員会議事要録(抜粋)
「中長期ビジョンとアクションプランについて」
2013(平成25)年度 第2回 将来計画検討委員会議事要録(抜粋)
「社会人の募集に向けて、夜間・土日に開講する件」
- ・資料1-5: 第75回 教授会議事要録(抜粋)「論文指導について」
第83回 教授会議事要録(抜粋)
「学生の就職サポートの年間スケジュールについて」
第84回 教授会議事要録(抜粋)「昼夜開講制について」
- ・資料1-6: 2014(平成26)年度 第1回 教務委員会議事要録(抜粋)「昼夜開講制について」

【1 使命・目的・戦略の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

論文指導の開始に伴って入学者数は増加してきたが、それでも2014年度の入学者数は入学定員30名に対して21名であり、定員充足達成は道半ばである。次年度には社会人の受け入れを視野に入れ、昼間開講制から昼夜開講制に移行するが、この実施も含めて、定員充足を達成することが必要である。

また、特に、論文指導、社会人の受け入れ開始に伴って、論文内容の向上を目指した教育指導のあり方、社会人が主に夜間の授業科目で単位を取得できるような課程の構築にいっそう努めることが必要である。

(2) 改善のためのプラン

① 定員充足に向けて

論文指導の開始に伴って志願者が増加したことから、論文指導を希望する者をはじめとして志願者に対するきめ細かい相談に応じ、志願者の増加に努める。また、昼夜開講制への移行に伴い、社会人の入学相談時に本専攻で学ぶ際の学習プランを提示し、志願者が仕事と大学院の学びを両立できるどうかの判断がしやすくなるように配慮し、納得の上で入学してくるよう努める(中途退学の防止といった目的を含む)。

② 論文指導の充実

定員充足を継続的に達成するためには、従来からの教育研究への取り組みに加え、論文指導を通じて確実な実績を残すことが必要と考える。一般に論文作成を希望する学生は、国税庁が定める一定の要件を満たした上で国税審査会の論文審査を受けることを希望する。学生が作成する論文は学術的に優れ、なおかつ、この審査にも十分耐えうるものでなければなら

い。修士論文の指導を担当する教員のほとんどは他学で論文指導を行った経験があり、会計実務、税務実務に精通した者であるが、論文指導を担当する教員間の連絡を密にとって、指導に当たると同時に、カリキュラムの工夫を行うことが必要と考える。また、入学者選抜時に、志望者の学力、論文作成に対する意欲などを的確に把握することが必要と考える。

まだ、論文指導は開始して間もないため、具体的な課題の抽出にまで至っていないが、学生の状況を踏まえ、よりよい指導を目指すことにしている。

2 教育の内容・方法、成果等

(1) 教育課程等

項目4：学位授与方針

各経営系専門職大学院は、固有の目的に則して、学習成果を明らかにするため、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を立てることが必要である。

<評価の視点>

2-1：学位授与方針は明文化され、学生に周知されていること。〔F群〕

<現状の説明>

以下、本基準「教育の内容・方法・成果等」についての説明は、2014年度からの新カリキュラムにもとづいて行う。2014年度現在、1年次生は新カリキュラム、2年次生は旧カリキュラムで授業が行われている。新カリキュラムは、選択によって修士論文を作成する学生への論文指導があらたに始まった点を除いては、旧カリキュラムとほとんど相違はない。また、修了要件についても修士論文を作成する学生に対しての要件が加えられただけであり、修士論文を作成しない学生については旧カリキュラムと相違はない（詳細は後述）。

本専攻においては、高度会計専門職業人の養成という固有の目的に即して、学習の成果を明らかにするために、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のように定めている。これらは、年度初めに学生に配付されるガイドブックに掲載するとともに、大学ホームページでも公開することによって、学生に周知されている。

「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」

本学においては、修了生が学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備え、国際感覚を身に付けた公認会計士、税理士、企業及び公的機関の財務部門のスペシャリストなどの会計専門職業人として、社会に貢献できる人材となることを到達目標とします。このためには、本学に2年以上在学し、かつ、必修科目及び所定の選択必修科目を含めて、①財務会計系 ②管理会計系 ③監査系 ④法律系（企業法、民法）⑤租税法系 ⑥経済・経営系 ⑦情報・統計系の7つの系から54単位以上を修得することが必要となります。

必修科目 会計職業倫理

会計の公正性を確保するためには、職業倫理に基づいて職務を遂行することが必要です。

このために「会計職業倫理」を必修科目とします。

選択必修科目

- (1) ① 財務会計系の授業科目から4単位以上
- ② 管理会計系の授業科目から2単位以上
- ③ 監査系（必修科目である「会計職業倫理」を除く）の授業科目から2単位以上
- ④ 法律系の授業科目から2単位以上
- ⑤ 租税法系の授業科目から2単位以上

会計専門職といっても公認会計士、税理士、企業および公的機関の財務のスペシャリストなどがあり、学生によって目指すものは様々です。そこで、本学では、選択必修科目を上記の最低限のものに止め、各学生の目標に沿って自由に選択ができるようにしています。

- (2) 演習科目を2年次春学期及び秋学期に各2単位以上（(1) ① から⑤までの重複可）

会計専門職として職務を遂行するためには、分析力、論理的な思考能力、コミュニケーション能力等が必要となってきます。こうした能力の開発を目的として、演習科目を選択必修科目として位置付けています。

ただし、選択により、修士論文を作成し、学位を取得しようとする者については、適用されません。これは論文作成が研究の中心となることから、学生の負担軽減を図るための措置です。

(3) 選択により、修士論文を作成し、学位を取得しようとする者は、「論文指導Ⅰ」、「論文指導Ⅱ」、「論文指導Ⅲ」および「論文指導Ⅳ」の各2単位、計8単位

これは論文作成に必要な研究指導を行うことを目的としたものです。修士論文を作成し、学位を取得しようとする者は、さらに修士論文の審査及び最終試験に合格しなければなりません。」

(2014年度会計研究科ガイドブック(2014年4月入学生用) p.4より抜粋)

以上のように、高度会計専門職業人の養成という固有の目的にもとづき、学生一人ひとりが高度な知識と技能を身に付け、高い職業倫理観を持って職務を遂行できるかどうかを判定し、さらには、業務を遂行する上で必要な分析力、論理的な思考能力、コミュニケーション能力などを備えていることも判定に加えて、学位を授与することになっている。(評価の視点2-1)

<根拠資料>

- ・資料 ー : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/class.html>
→ 学位授与
- ・資料1-2 : 2014年度会計研究科ガイドブック(2014年4月入学生用)
pp.1-8 I 大原大学院大学について

項目5:教育課程の編成

各経営系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。

教育課程の編成にあたっては、経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命(mission)を果たすためにも、学位授与方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を立てることが必要である。また、その方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、社会からの要請に応え、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成に配慮することが求められる。さらに、それぞれの固有の目的を実現するために必要な科目を経営系各分野に応じて、系統的・段階的に履修できるようバランスよく配置することが必要である。そのうえで、特色の伸長のために創意工夫を図ることが望ましい。

<評価の視点>

2-2:理論と実務の架橋教育である点に留意した教育課程の編成・実施方針を立て、次に掲げる事項を踏まえた体系的な編成になっていること。(「専門職」第6条)[F群、L群]

(1) 経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命である、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門知識(戦略、組織、マーケティング、ファイナンス、会計など)、思考力、分析力、コミュニケーション

ション力等を修得させ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材を養成する観点から適切に編成されていること。

(2) 経営系各分野の人材養成の基盤となる科目、周辺領域の知識や広い視野を涵養する科目、先端知識を学ぶ科目等が適切に配置されていること。

(3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう適切に配慮されていること。

2-3：社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。

〔F群〕

2-4：固有の目的に即して、どのような特色ある科目を配置しているか。〔A群〕

<現状の説明>

本専攻は、学位授与方針を踏まえて、以下のような教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を立てている。

「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」

本学は、社会に貢献するために、学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備えた高度会計専門職業人を養成することを教育上の目的としていますが、この目的を達成するために、次の教育課程の編成を行います。

まず、高度会計専門職業人にとって必要な分野として、財務会計系、管理会計系、監査系、法律（企業法、民法）系、租税法系、経済・経営系、情報・統計系の7つの系と研究指導を設け、授業科目を配置します。とくに財務会計系の中にIFRS（国際財務報告基準）に関する授業科目を置いて会計基準の国際化といった動向に対応し、監査系の中に「会計職業倫理」という授業科目を置いて職業倫理観を養成します。

また、授業科目を基本科目群、発展科目群、応用・実践科目群に分類し、段階的に学修できるよう配慮しています。

(1) 基本科目群

会計並びに関連諸科目についての学部レベルでの知識を確認するとともに会計専門職業人として最低限必要とされる知識を教育することを目的とします。

(2) 発展科目群

基本科目群に配置された授業科目を履修していること、あるいはそれらの知識があることを前提として、国際的に通用する会計専門職業人としての必要な知識を教育することを目的とします。

(3) 応用・実践科目群

会計専門職業人としての最先端の授業科目を配置するとともに、現場での典型的な判断・事例等をシミュレートした教育方法を取り入れ、独自の判断力、論理的な思考力を養成することを目的とします。

授業科目の選択にあたっては、学生の自主性を尊重し、将来の目標を見据えて、自由に選択できるよう配慮しています。このため、必修科目は「会計職業倫理」1科目2単位のみとし、選択必修科目も①財務会計系から2科目4単位以上、②管理会計系から1科目2単位以上、③監査系から1科目2単位以上（「会計職業倫理」を除く。）、④法律系から1科目2単位以上、⑤租税法系から1科目2単位以上、さらに演習科目を2年次春学期及び秋学期に各1科目2単位以上（①～⑤との重複可）のみとし、その他の授業科目は学生が自由に選択できるようにし

ています。

なお、選択により、修士論文を作成し、学位を取得しようとする者は、2年次春学期および秋学期に演習科目各1科目2単位以上（①～⑤との重複可）を修得する必要はありませんが、「論文指導Ⅰ」、「論文指導Ⅱ」、「論文指導Ⅲ」および「論文指導Ⅳ」の各2単位、計8単位を必ず修得することが必要となります。」

（2014年度会計研究科ガイドブック（2014年4月入学生用）pp.1&2より抜粋）

具体的な教育課程の編成をあげると下表のようになる。

職務の遂行にあたって会計専門職業人に求められるものは、会計に関する高度の知識・技能と思考力・分析力、グローバルな視野、コミュニケーションやプレゼンテーション能力、そして高い職業倫理観である。

（1）会計に関する高度の知識・技能と思考力・分析力

会計に関する高度の知識・技能と思考力・分析力を身に付けるためには、まず会計業務と直接的に関連する知識や技能を修得することはもちろん、周辺知識にも支えられた幅広い見識を養うことが必要となる。そこで、本専攻では、会計の主要分野として、財務会計系17科目、管理会計系9科目、監査系7科目、租税法系10科目を配置するとともに、隣接・周辺分野として、会社法を中心とする法律系9科目、経済・経営系10科目、情報・統計系4科目を配置し、計7系統66科目により必要となる分野を網羅している。

ただし、本専攻では、養成する高度会計専門職業人の人材像として、公認会計士、税理士、企業及び公的機関の財務のスペシャリストの3つを掲げており、学生の志望する人材像によってこれらの科目の相対的な重要度は当然に異なる。したがって、必修科目は監査系科目の「会計職業倫理」1科目のみとし、選択必修科目も財務会計系科目4単位（2科目）以上、管理会計系科目

教育課程編成一覧（2014年度新カリキュラム）

科目分類	総科目数	段階別科目数			
		基本科目	発展科目	応用・実践科目	
				うち演習科目	
財務会計系	17	4	6	7	6
管理会計系	9	2	3	4	4
監査系	7	2	2	3	2
法律系	9	4	3	2	2
租税法系	10	1	3	6	6
経済・経営系	10	3	2	5	3
情報・統計系	4	1	2	1	0
合計	66	17	21	28	
					23
研究指導（会計学）	4				
研究指導（税法）	4				

段階別科目配当年次（2014年度新カリキュラム）

段階	総科目数	配当年次			
		1年次春学期	1年次秋学期	2年次春学期	2年次秋学期
基本科目	17	14	3	0	0
発展科目	21	2	11	7	1
応用・実践科目	28	0	2	10	16

*1年次冬期集中科目（1科目）は秋学期に、2年次夏期集中科目（1科目）は春学期に含む

2単位（1科目）以上、「会計職業倫理」を除く監査系科目2単位（1科目）以上、法律系科目2単位（1科目）以上、租税法科目2単位（1科目）以上にとどめ、学生が幅広く自由に授業科目の選択を行えるように配慮している。

これら7つの系の科目はそれぞれ、基本科目群（17科目）、発展科目群（21科目）、応用・実践科目群（28科目）の3段階に編成されている。基本科目は、会計並びに関連諸科目について最低限必要とされる知識を教育することを目的とする。発展科目は、国際的に通用する会計専門職業人として必要なより高度な知識を教育し、より広い視野を滋養することを目的とする。応用・実践科目は、先端知識を学ぶとともに、その多くが理論と実務の架橋を意図した科目であり、事例等をシミュレートした教育方法等によって、現場での判断力や論理的な思考力・分析力を養成することを目的とする。基本科目は1年次に、発展科目は1年次と2年次に、応用・実践科目は2年次におおむね配置され、学生は基本科目から発展科目、応用・実践科目へと履修していくことで、断片的にはなく体系的に、また基本的論点から発展的論点の修得そして実務への応用へと段階的に学習を進めていくことが可能となる。

(2) グローバルな視野

次に、グローバルな視野を持った人材を養成するという観点からは、会計の国際化に対応するため、IFRS（国際財務報告基準）関連科目（「IFRS I」、「IFRS II」）や「英文会計」等の科目を用意しているほか、英語によるプレゼンテーション能力を身に付けるための科目（「ビジネスプレゼンテーション」）を設けることで対応している。

(3) コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力

また、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力については、応用・実践科目群に配置された演習科目を中心に養成が図られている。演習科目は、選択必修科目として、2年次の春学期、秋学期にそれぞれ2単位（1科目）以上履修することが履修要件となっているが、その多くにおいて、与えられたテーマに対する学生の分析と調査および報告とそれにもとづく教員・学生間のディスカッション形式で授業が運営されている。

(4) 高い職業倫理観

さらに、専門職大学院の重要な責務である職業倫理観を備えた専門職業人の養成については、先に述べたように「会計職業倫理」を唯一の必修科目としてすべての学生に履修させることでその重要性を認識させ、会計専門職業人としての社会的使命感と責任感の醸成に努めている。

なお、以上の7つの分野の授業科目の編成とは別に、修士論文の作成を指導するための研究指導科目を配置している。専門職大学院である本専攻においては、本来、学位課程に修士論文の作成は含まれていないが、2014年度より、税理士を志望する学生で特に希望する者に対しては、税

理士試験の科目免除申請が可能となる修士論文作成の指導を行っている。分野は会計学（財務会計分野に限る）と税法で、選択により修士論文を作成し学位を得ようとする者は、選択必修科目として各学期に配当された研究指導科目「論文指導Ⅰ～Ⅳ」4科目を履修しなければならない。

以上のように、本専攻は、法令（専門職大学院設置基準第6条）に定められたとおり、高度会計専門職業人の養成という固有の目的を達成するために、会計分野を中心として必要な授業科目を開設し、体系的・段階的に教育課程を編成している。（評価の視点2-2）

ところで、教育課程の編成は、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等を常に把握しそれを反映させていかなければならないが、現状では、これらの把握は、研究者教員や実務家教員の個々の活動において、また授業評価アンケート等の自由意見の聴取等によって行われているに過ぎず、例えばビジネス界からの意見を聴取する制度を設けるなど、組織的にこれを行う仕組みは有していない。（評価の視点2-3）

本専攻においては、固有の目的を実現するに必要かつ十分な授業科目を配置しているが、特色ある授業科目の配置については、現在のところ進展していない。（評価の視点2-4）

<旧カリキュラムと新カリキュラムの相違について>

2014年度現在、2年次生は旧カリキュラムで授業が行われている。旧カリキュラムと新カリキュラムとの相違点は以下のとおりである。

- (1) 2014年度より、選択により修士論文の作成を認め、研究指導を行うことにしたため、新カリキュラムには、「論文指導（会計学）Ⅰ～Ⅳ」、「論文指導（税法）Ⅰ～Ⅳ」の計8科目が新たに加えられた。
- (2) 監査系の授業科目について、下左表のような名称変更が行われた。なお、ここで言う名称変更とは、授業科目のテーマ・目的が同じで名称だけ変更したことを意味する。
- (3) 租税法系の授業科目について、下右表のような名称変更、廃止、新設が行われた。なお、「租税法特別演習Ⅰ、Ⅱ」は、税法の修士論文作成を選択した学生に対して、論文指導の補助として行われる性質のもので、それぞれ1年次冬期、2年次夏期に集中授業として行われる。

監査系授業科目

旧カリキュラム	新カリキュラム
会計職業倫理	(そのまま)
監査論Ⅰ	監査概論
監査論Ⅱ	監査論Ⅰ
監査論Ⅲ	監査論Ⅱ
監査知識実務応用	監査論Ⅲ
監査理論演習	監査論演習A
監査実務演習	監査論演習B

租税法系授業科目

旧カリキュラム	新カリキュラム
租税法概論	租税法総論
法人税法	(そのまま)
所得税法	(そのまま)
消費税法	(そのまま)
租税法演習Ⅰ	租税法総論演習
租税法演習Ⅱ	(廃止)
租税法演習Ⅲ	(廃止)
法人税法演習	(そのまま)
消費税法演習	(そのまま)
	所得税法演習（新設）
	租税法特別演習Ⅰ（新設）
	租税法特別演習Ⅱ（新設）

<根拠資料>

- ・資料 ー : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/curriculum.html>
→ カリキュラム
- ・資料 1-1 : 大学案内 (2015 年度入学生用)
pp. 10-11 大原大学院大学の特色 カリキュラム
pp. 12-13 カリキュラム
- ・資料 1-2 : 2014 年度会計研究科ガイドブック (2014 年 4 月入学生用)
pp. 1-8 I 大原大学院大学について
pp. 9-159 II 授業内容紹介 (シラバス)
- ・資料 2-1 : 2014 年度会計研究科ガイドブック (2013 年 4 月入学生用)
pp. 7-139 II 授業内容紹介 (シラバス)

項目 6 : 単位の認定、課程の修了等

各経営系専門職大学院は、関連法令に沿って学習量を考慮した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修するための措置をとらなければならない。

単位の認定、課程の修了認定、在学期間の短縮にあたっては、公正性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじめ明示した基準・方法に基づきこれを行う必要がある。また、授与する学位には、経営系各分野の特性や教育内容に合致する名称を付すことが求められる。

<評価の視点>

- 2-5 : 授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間 (教室外の準備学習・復習を含む。)等を考慮して、適切な単位が設定されていること。 (「大学」第21条、第22条、第23条) [L群]
- 2-6 : 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が年間又は各学期に履修登録できる単位数の上限が設定されていること。 (「専門職」第12条) [L群]
- 2-7 : 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位や当該経営系専門職大学院に入学前に修得した単位を、当該経営系専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に沿って、当該経営系専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われていること。 (「専門職」第13条、第14条) [L群]
- 2-8 : 課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数が、法令上の規定に沿って適切に設定されていること。 (「専門職」第2条第2項、第3条、第15条) [L群]
- 2-9 : 課程の修了認定の基準・方法が、学生に周知されていること。 (「専門職」第10条第2項)
- 2-10 : 在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に沿って設定されていること。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされていること。 (「専門職」第16条) [L群]
- 2-11 : 在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法が、学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示されていること。また、明示された基準・方法は、公正かつ厳格に運用されていること。 [F群]
- 2-12 : 授与する学位には、経営系各分野の特性や教育内容に合致する適切な名称が付されていること。 (「学位規則」第5条の2、第10条) [F群、L群]

<現状の説明>

本専攻においては、すべての授業科目の単位数は2単位である。これは、1回1.5時間(90分)

の授業（講義形式あるいは演習形式）に要する学習時間を予習・復習時間を含めて6時間程度と想定し、法令（大学設置基準第21条、第22条、第23条）上の基準にもとづき、1単位の授業科目に必要な学習時間を45時間、また15週にわたり授業を15回行うことで当該科目の学習が終了するものとして設定している。（評価の視点2-5）

本専攻の修了要件単位数は54単位であるが、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修できるように、法令（専門職大学院設置基準第12条）にもとづき、学則第25条において、1年間の履修登録できる単位数の上限を40単位と定めている。これは年間平均して週10科目、したがって学習時間にして週60時間程度であり、上限として適正な設定である。（評価の視点2-6）

また、法令（同基準第13条、第14条）にもとづき、学則第27条において、教育上有益と認めるときには、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位や本学に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学の修了要件単位数の2分の1を超えない範囲で本学で修得した単位としてみなすことができるとしている。この規定に関しては、別に、他の大学院において履修した授業科目の単位認定に関する規程を設け、認定を受けることのできる単位数は26単位を限度とすること、申請者は他学で修得済みの単位についての成績証明書および当該授業科目についてのシラバスを提出すること、科目認定は対象となる授業科目の担当教員の議を経て教授会が行うことを定め、本専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なうことのないように配慮している。（評価の視点2-7）

課程の修了認定については、法令（同基準第2条第2項、第3条、第15条）に定められた標準修業年限2年または1年以上2年未満の期間、および修了要件単位数30単位以上にもとづき、学則第6条において、標準修業年限を2年と定め、学則第30条において、課程修了のためには2年以上在学し、かつ学則別表に掲げる授業科目について54単位以上を修得しなければならないことを定めている。さらには、選択により修士論文を作成し学位を取得しようとする者は、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならないことを定めている。

また、必修科目、選択必修科目等の履修方法については、別に、授業科目の履修に関する規程において以下のように定めるとともに、学則別表にもこれを示している。（評価の視点2-8）

「(1) 必修科目 会計職業倫理2単位

(2) 選択必修科目

- ① 財務会計系科目から4単位以上、管理会計系科目から2単位以上、監査系科目（会計職業倫理を除く）から2単位以上、法律系科目から2単位以上、租税法系科目から2単位以上を必ず修得すること。
- ② 演習科目を2年次春学期及び秋学期に各2単位以上必ず修得すること。この場合、①で必ず修得することとする単位数との重複を可とする。ただし、選択により、修士論文を作成し、学位を取得しようとする者はこの限りでない。

(3) 選択必修科目（研究指導）

選択により、修士論文を作成し、学位を取得しようとする者は、『論文指導Ⅰ』、『論文指導Ⅱ』、『論文指導Ⅲ』及び『論文指導Ⅳ』の各2単位、計8単位を必ず修得すること。」

学則および諸規程の本文はすべて、新年度にあたり学生に配付されるガイドブックの巻末に掲載されているが、それとは別に、学生に十分な注意を促すため、ガイドブックに「学業に関する諸事項」として一章を設けて、修了要件や科目の履修方法を丁寧に説明している。

以上のように、法令（同基準第10条第2項）に定めるとおり、本専攻においては、課程の修了

認定の基準・方法が学生に十分周知されている。(評価の視点 2-9)

在学期間の短縮については、法令(同基準第16条)にもとづき、学則第28条において、「本学に入学する前に修得した単位を本学において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本学が定める期間在学したものとみなすことができる。」ものとしている。なお、これまでに在学期間の短縮を認定した実績はない。(評価の視点 2-10、2-11)

課程の修了認定により与えられる学位は、学位規程において

和文名：会計修士(専門職)

英文名：Master of Business Administration in Accounting

と定められている。これは法令(学位規則第5条の2、第10条)に定める、専門職大学院の課程を修了した者に与える学位の名称「修士(専門職)」に専攻名称であるところの「会計」を付した、教育内容に合致した適切な名称となっている。英文名においても、企業やその他の組織マネジメントに必要な専門的知識・技能の一つである会計学の専攻によって専門職学位課程を修了した修士に与える学位の名称として相応しいものとなっている。(評価の視点 2-12)

<根拠資料>

- ・資料1-2：2014年度会計研究科ガイドブック(2014年4月入学生用)
 - pp. 189-195 VI 学業に関する諸事項
 - pp. 205-214 大原大学院大学 学則
 - p. 225 大原大学院大学 他の大学院において履修した授業科目の単位認定に関する規程
 - pp. 217-221 大原大学院大学 授業科目の履修に関する規程
 - pp. 215&216 大原大学院大学 学位規程

(2) 教育方法等

項目7：履修指導、学習相談

各経営系専門職大学院は、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、学生の学習意欲を一層促進する適切な履修指導、学習相談を行うことが必要である。また、履修指導、学習相談においては、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

なお、インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行うことが必要である。

<評価の視点>

2-13：学生に対する履修指導、学習相談が学生の多様性(学修歴や実務経験の有無等)を踏まえて適切に行われていること。〔F群〕

2-14：インターンシップ等を実施する場合、守秘義務等に関する仕組みが規程等で明文化され、かつ、適切な指導が行われていること。〔F群〕

2-15：固有の目的に即して、どのような特色ある取組みを履修指導、学習相談において行っているか。〔A群〕

＜現状の説明＞

本専攻は学年担任制をとっており、1年次生、2年次生それぞれに1名の専任教員が学年担任に選任されている。学生に対する履修指導や学習相談は、学年担任が中心となって行われる。

まず1年次生に対しては、年度初めにオリエンテーションが実施され、科目履修に関する注意と、本人の簿記学力の程度や目標とする高度会計専門職業人の人材像に応じた適切な履修指導が行われている。たとえば、簿記学力に不安がある者には、基本科目「簿記原理」および「原価計算原理」を履修するよう促している。人材像については、本専攻が養成目標とする公認会計士、税理士、企業及び公的機関の財務部門のスペシャリストそれぞれについて履修モデルが予め用意されているが、会計専門職大学院には、大学新卒、社会人、資格試験受験専念者、留学生など多様なバックグラウンドを有した学生が入学してくるため、本人の属性に応じた授業科目の適切な取捨選択の助言を行っている。なお、本専攻では、1年次生であっても、該当科目の担当教員の許可を得て2年次配当の科目を履修することができる（逆も可能）ように授業科目の履修に関する規程に定めている。また、本専攻の特徴の一つに、学生のキャリア・アップ支援のため、経営母体である大原学園が運営する様々な資格試験受験講座（公認会計士、税理士、米国公認会計士、日商簿記、英文会計、TOEIC TEST など）を無料で受講できる課外学習制度があるが、これについても本人の学力や能力の現状レベルに応じて、本分である大学院における学習に支障をきたさないような適切な講座選択の助言を与えている。なお、修士論文の作成を行う学生に対しては、学年担任とは別に、論文指導を行う教員から論文作成上の注意や手順等について導入説明が行われている。

学年担任は授業が開始された後も、春学期、秋学期にそれぞれ1回、学生の個別面接を行って学習状況を確認するほか、必要に応じて随時学習相談に乗るなど、個別に学習全般に関する指導を行える体制が整えられている。

また、これらとは別に、週1回程度各教員にオフィスアワーが設定され、各授業の学習について担当教員に直接相談できる機会が設けられている。（評価の視点 2-13）

インターンシップの実施にあたっては、インターンシップ実施要項を定め、守秘義務について「インターンシップを受ける学生は、守秘義務を負うものとし、インターンシップ協力機関等に関する事実およびインターンシップ遂行上知り得た事実については漏らしてはならない。」と規定している。また、インターンシップに参加することが決定した学生に対しては、注意事項をまとめたプリントを配付し、守秘義務をはじめとするインターンシップ上の注意点等について重々説明している。このように、守秘義務等に関する仕組みが規程に明文化され、かつ、適切な指導が行われている。（評価の視点 2-14）

各年次に担任をおき定期的に個別面談を行うなど、担任制を中心としてきめ細かい指導体制をとっていることは、本専攻の固有の目的に沿った履修指導、学習相談における特色ある取り組みである。（評価の視点 2-15）

＜根拠資料＞

- ・資料1－2：2014年度会計研究科ガイドブック（2014年4月入学生用）
 - pp. 6-8 履修モデル
 - p. 182 2014年度オフィスアワーの案内
 - pp. 194-195 5. 修士論文の作成について

pp. 217-221 大原大学院大学 授業科目の履修に関する規程

p. 226 大原大学院大学 学年担任制規程

- ・資料 2-2 : 2014 年度 1 年次生オリエンテーション資料
- ・資料 1 : 2014 年度春学期 個別面接結果 (実地調査時閲覧資料)
- ・資料 2-3 : 大原大学院大学 インターンシップ実施要項
- ・資料 2-4 : インターンシップの注意事項 (学生用)
- ・資料 2-5 : インターンシップの誓約書ひな型

項目 8 : 授業の方法等

各経営系専門職大学院は、教育の効果を十分上げるために、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入し、これを効果的に実施することが必要である。そのためには、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適当な学生数で授業を実施しなければならない。また、事例研究、現地調査又は質疑応答や討論による双方向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて最も効果的な授業方法を採用することが必要である。その際、グローバルな視野をもつ人材養成を推進するための教育方法を導入することや固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

なお、多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合、又は通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としなければならない。

<評価の視点>

2-16: ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていること。〔「専門職」第7条〕〔L群〕

2-17: 実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、ゲーム、シミュレーション、フィールド・スタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態が採用されていること。〔「専門職」第8条第1項〕〔F群、L群〕

2-18: グローバルな視野をもった人材養成を推進するために、どのような教育方法が導入されているか。〔A群〕

2-19: 多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としていること。〔「専門職」第8条第2項〕〔L群〕

2-20: 通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としていること。〔「専門職」第9条〕〔L群〕

2-21: 固有の目的に即して、どのような特色ある取組みを授業方法に関して行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

本専攻は、高度会計専門職業人の養成という固有の目的を効果的に実現するために、1 学年 30 名程度の少人数教育が適切と考え入学定員を設定しているが、これは講義形式および実習形式の授業 1 科目あたりの適切な受講生数の最大値であるとの考えにもとづいており、これらの授業は 1 科目 1 名の教員によって担当されている。一方、プレゼンテーションやディスカッションが多く取り入れられている演習形式の授業においては 1 科目あたり 5~10 名程度の受講生数を適切と考え、2 年次の春学期、秋学期にそれぞれ演習科目を 8 科目、14 科目配置し、学生に多くの選択の幅を与えている。また、修士論文作成のための研究指導科目については、学生が必要にして十分な指導を受けられるためには担当教員一人あたり 1 学年 4~5 名の受け持ちが限度と考え、募集

活動を行っている。一方、教室は30名が収容できる講義教室が2つ（大原学園10号館大学院専用201教室、202教室）と、10名程度収容できるゼミ室が2つ（同第1ゼミ室、第2ゼミ室）用意されており、上に述べた各授業の想定受講者数は、教育効果を十分にあげられる適切な水準であると言える。

本専攻は開学以来、定員充足率100%未満の状態が続いており、したがって、これまでに適切な受講者数の上限を超えた授業科目の事例はない。あえて問題にするとすれば、学生数が少ないため履修者がゼロで開講されない科目が散見されることである。2014年度から始まった研究指導についても、上に述べたように担当教員の受け持ち限度学生数から入学者数を決めているので、適正人数を超えることは基本的にあり得ない。2014年度1年次生は、会計学分野、税法分野ともに各3名の指導教員数に対して、論文作成希望学生数は会計学1名（担当教員一人あたり0.33名）、税法11名（同3.67名）となっている。

以上のように、法令（専門職大学院設置基準第7条）に要請されるとおり、本専攻においては適切な受講人数で授業が運営されている。（評価の視点2-16）

授業科目別履修登録数（2014年度春学期）

1年次生（在籍学生数21）

配当科目名	履修登録者数	使用教室
簿記原理	10	201教室
簿記I	21	201教室
財務会計I	21	201教室
英文会計	3(5)	201教室
原価計算原理	10	201教室
管理会計I	20	201教室
監査概論	19	201教室
監査論I	16	201教室
会社法I	16	201教室
会社法II	15	201教室
民法I	12	201教室
租税法総論	17	201教室
法人税法	18	201教室
日本経済・経済学概論	0	—
経営学I	12	201教室
統計学概論	1	201教室
論文指導 会計学A	0	—
論文指導 会計学B	1	第2ゼミ室
論文指導 会計学C	0	—
論文指導 税法A	4	第1ゼミ室
論文指導 税法B	4	第1ゼミ室
論文指導 税法C	3	第1ゼミ室

2年次生（在籍学生数9）

配当科目名	履修登録者数	使用教室
I F R S I	7	202教室
I F R S II	7	202教室
英文会計	2(5)	201教室
連結会計論	3	202教室
財務会計演習IA	2	第1ゼミ室
財務会計演習IB	7	202教室
財務会計実務演習I	2	202教室
管理会計演習IA	1	第1ゼミ室
管理会計演習IB	1	202教室
会計職業倫理	9	202教室
監査知識実務応用	4	202教室
企業法I	2	202教室
企業法II	2	202教室
民法II	0	—
所得税法	2	202教室
消費税法	5	202教室
租税法演習II	0	—
ミクロ経済学	4	202教室
マクロ経済学	3	第1ゼミ室
経済学特講	1	第1ゼミ室
経営学II	6	202教室

*1 年次生は 2014 年度からの新カリキュラム、2 年次生は旧カリキュラムでの配当科目。「英文会計」が両方に出てくるのはカリキュラムの改訂に伴う配当年次の移動による。

*「英文会計」は、1 年次生と 2 年次生の合同授業。括弧内は他年次生を合わせた履修登録合計人数。

高度の専門性が求められる職業においては、実務の遂行にあたって高度の知識や技能はもとより、優れた思考力や分析力、問題解決力などが強く要求されるのであり、このことは実務が常にしっかりとした理論的な背景をもって為されなければならないことを意味している。そのためには法令（同基準第 8 条第 1 項）に定められたとおり、事例研究やディスカッション等のアクティブ・ラーニング、あるいはインターンシップなどの実地教育など、適切な方法により授業が行われる必要がある。本専攻においても、学則第 14 条第 2 項にその旨が明確に定められており、理論と実務の架橋を強く意識した授業が応用・実践科目群を中心に数多く配置されている。事例研究、実習、ディスカッション、プレゼンテーションを取り入れている科目例をあげると、以下のようになる。

授業形式別科目例（2014 年度新カリキュラム）

科目分類	事例研究／実習	ディスカッション	プレゼンテーション
財務会計系	I F R S II	財務会計 I 財務会計 II 連結会計論 I F R S II 財務会計演習 I A、I B 財務会計演習 II A、II B 公会計論	財務会計演習 I A、I B 財務会計演習 II A、II B 財務会計実務演習 I 財務会計実務演習 II
管理会計系	コストマネジメント研究 管理会計演習 I B 管理会計演習 II B	コストマネジメント研究 管理会計演習 I A 管理会計演習 II A	管理会計演習 I A、I B 管理会計演習 II A、II B
監査系	会計職業倫理 監査論演習 B	監査論演習 A	監査論演習 A 監査論演習 B
法律系	金融商品取引法演習	金融商品取引法 金融商品取引法演習	企業法 I 企業法 II 会社法演習
租税法系	租税法総論演習 法人税法演習 所得税法演習 消費税法演習	所得税法 租税法総論演習 法人税法演習 所得税法演習	租税法総論演習 所得税法演習
経済・経営系	経営・財務演習	経済学特講演習 経営・財務演習	日本経済・経済学概論 経済学特講演習 経営・財務演習
統計・情報系	会計情報システム論（実習） I T 利用監査（実習）		ビジネスプレゼンテーション

また、本専攻では少人数教育が実践されているため、講義形式であっても、多くの授業で学生との質疑応答が積極的に行われ双方向性の高い授業が実現している。

インターンシップについては、正課授業ではないが、公認会計士志望の学生を対象に、会計大学院協会および公認会計士協会の主導する監査法人のインターンシップに参加する形で実施されている。過去 5 年間の実績は以下のとおりである。参加人数が年々減少傾向にあるのは、会計士

業界の不況により、公認会計士を目指す学生の入学数自体が減少していること（基準 4「学生の受け入れ」の項参照）、また、同様の理由により一般企業への就職に進路変更する学生が増えてきたことによる。

インターンシップ実施実績

実施年度	参加人数
2009 年度	6
2010 年度	8
2011 年度	3
2012 年度	1
2013 年度	0

インターンシップは大手監査法人で 5 日間体験することができる。参加学生には終了後、インターンシップ報告書を提出させることを義務付け、教育効果を確認している。（評価の視点 2-17）

次に、グローバルな視野をもった人材養成の推進のためには、I F R S 関連講座、英文会計、ビジネスプレゼンテーションなど、それに利する授業科目を配置するという配慮がなされているが、人材養成の推進のための特別な教育方法が考案されているわけではなく、例えば原書を輪読するなど各教員の経験と工夫に任されているのが現状である。（評価の視点 2-18）

多様なメディアを利用した遠隔授業や通信教育については、これまでの実施実績はなく、現状において今後の導入予定もない。（評価の視点 2-19、2-20）

少人数であることを生かして、多くの授業において双方向的な手法を取り入れた授業が行われていることは、本専攻の固有の目的に沿った特色ある授業方法の取組みである。（評価の視点 2-21）

<根拠資料>

- ・資料 1 - 2 : 2014 年度会計研究科ガイドブック（2014 年 4 月入学生用）
pp. 9-159 授業内容紹介（シラバス）
pp. 205-214 大原大学院大学 学則
- ・資料 一 : 2012 年度 インターンシップ報告書（実地調査時間閲覧資料）

項目 9 : 授業計画、シラバス

各経営系専門職大学院は、学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等を設定することが必要である。また、シラバスには、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等を明示し、授業はシラバスに従って適切に実施することが求められる。なお、シラバスの内容を変更した場合は、学生にその旨を適切な方法で周知する必要がある。

<評価の視点>

2-22 : 授業時間帯や時間割等は、学生の履修に配慮して設定されていること。〔F 群〕

2-23 : 毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等が明示されたシラバスが作成

されていること。（「専門職」第10条第1項）〔F群、L群〕

2-24：授業は、シラバスに従って適切に実施されていること。また、シラバスの内容を変更した場合、学生にその旨が適切な方法で周知されていること。〔F群〕

<現状の説明>

2014年度現在、本専攻は、以下の時間帯で昼間4時制限を敷き、月曜日から金曜日までの週5日授業を実施している。

第1限 9：50～11：20

第2限 11：30～13：00

第3限 14：00～15：30

第4限 15：40～17：10

したがって、土曜日・日曜日を休日とした上で、週に20コマの授業時間を配することが可能である。修了要件である54単位（27科目）を年間平均すれば週6～7科目であり、年間上限まで履修したとしても週10科目であるので、学生の履修に配慮した無理のない適切な授業時間帯および時間割となっている。（評価の視点2-22）

授業のシラバスは、年度初めに学生に配付されるガイドブックに、その年度の春・秋学期および集中講義の授業科目すべてを掲載している。シラバスには、各授業科目について、

- (1) 授業テーマ・目的
- (2) 達成目標
- (3) 授業の形態
- (4) 評価方法
- (5) 履修者への要望（履修条件等）

を明確にした上で、

- (6) 全15回の各回の授業内容
- (7) テキスト、参考図書

を詳細に示している。また、同ガイドブックには、一年間の授業日程も掲載されており、法令（専門職大学院設置基準第10条第1項）に要請されるとおり、シラバスとして十分な内容を備えている。（評価の視点2-23）

授業ごとに実施する授業アンケートには、「授業はシラバスに沿った内容、進度でしたか？」との質問項目が設けられ、授業がシラバスどおりに行われているかどうかを確認している（ただし、授業アンケートの全項目が実施されるのは履修人数5名以上の科目。5名未満の科目は自由意見の聴取のみ）。2014年度春学期の授業アンケートでは、この項目の平均評価（五段階の選択肢「強くそう思う」を5、「ややそう思う」を4、「どちらとも言えない」を3、「あまりそう思わない」を2、「全くそう思わない」を1として数値化）は、1年次授業科目4.74、2年次授業科目4.35であり、授業は概ねシラバスにしたがって適切に行われている。

なお、シラバスの内容に変更が生じたときの学生に対する周知は、その授業内において、担当教員の裁量にまかされている。（評価の視点2-24）

<根拠資料>

- ・資料1－2：2014年度会計研究科ガイドブック（2014年4月入学生用）
pp.9-159 II 授業内容紹介（シラバス）

- ・資料 一 : 2014 年度春学期授業アンケート結果 (実地調査時間閲覧資料)
- ・資料 1 - 5 : 第 84 回教授会議事要録 (抜粋) 「昼夜開講制について」

[2015 年度からの夜間開講について]

本専攻は、2015 年度からは昼夜開講制に移行する。概要は以下の通りである。

(1) 授業時間帯

これまでの第 1 限から第 4 限に加え、以下の授業時間帯を設置する。

第 5 限 18:10 ~ 19:40 第 6 限 19:50 ~ 21:20

(2) 科目配置

① 昼間を中心に履修する場合

- ・月曜日から金曜日までの第 1 限から第 4 限に、原則として、全科目 (研究指導科目および集中授業科目を除く) が配置される。
- ・修士論文の作成を希望する学生には、これに加えて土曜日の第 1 限ないし第 2 限に研究指導科目が配置される (昼夜合同)。

② 夜間を中心に履修する場合

- ・月曜日から金曜日までの第 5 限・第 6 限に主要科目 (研究指導科目および集中授業科目を除く) が配置される。また、土曜日第 3 限や第 4 限に配置されることもある。
- ・修士論文の作成を希望する学生には、これに加えて土曜日の第 1 限ないし第 2 限に研究指導科目が配置される (昼夜合同)。

(3) 夜間開講科目

夜間は授業を配置できるコマ数が昼間と比べて少なく、また社会人学生が中心になると考えられるので、以下のように、高度会計専門職業人を養成するために必要最小限の (したがって、修了要件は当然にみたす) 主要科目を配置することで学生の履修に配慮する。

2015 年度カリキュラムによる開講科目数 (研究指導科目および集中授業科目を除く)

昼間を中心に履修する場合 : 63 科目 (全科目) *

夜間を中心に履修する場合 : 46 科目

* 2014 年度カリキュラムに対して、2015 年度は新設 2 科目 (相続税法、国際租税法)、廃止 3 科目 (企業法Ⅰ、企業法Ⅱ、経営・財務演習)。

(4) 履修登録

原則として、どの時間帯でも履修登録は可能であるので、昼間中心の学生でも科目によっては夜間に履修することができるようになり、学生の自由度は高まるものと思われる。また、夜間中心の学生でも夜間に開講されていない科目を昼間履修することが可能となる。

項目 10 : 成績評価

各経営系専門職大学院は、専門職学位課程の水準を維持するため、成績評価の基準・方法を設定し、シラバス等を通じて学生にあらかじめ明示することが必要である。また、実際の成績評価においては、明示された基準・方法に基づいて公正かつ厳格に実施することが求められる。さらに、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入することが必要である。

＜評価の視点＞

2-25：成績評価の基準・方法が策定され、学生に周知されていること。（「専門職」第10条第2項）〔F群、L群〕

2-26：成績評価が明示された基準・方法に基づいて、公正かつ厳格に行われていること。（「専門職」第10条第2項）〔F群、L群〕

2-27：成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応するなど、適切な仕組みが導入されていること。〔F群〕

＜現状の説明＞

本専攻の成績評価および単位認定に関しては、学則第26条に、「学生が履修した授業科目に対しては、試験その他の方法によって第29条第1項に定める評価を行い、単位を付与する」と定められている。

成績の評価方法については、授業科目により適した方法が異なると考えられるため、試験及び成績評価に関する規程第3条において、

- (1) 定期試験、その他の成績（授業内試験、レポート等）、出席状況等を加え総合的に評価する方法
- (2) 定期試験で評価する方法
- (3) 平常の学習状況（ゼミ形式の授業における発表等）により評価する方法

の3つを定めている。ただし、同規程第9条において、原則として授業回数の3分の2以上の出席がなければ定期試験の受験資格がないとしている。また、同規程では、所定の事由につき定期試験を受けられなかった場合の追試験、および修了要件をみたすことができなかった場合の再試験についての規定も定められている。

次に成績の評価基準については、学則第29条第1項に、「試験その他の方法による成績評価は下記に掲げる通りとし、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする」と定め、同項および試験及び成績評価に関する規程第15条第1項において、S評価は得点90点以上、A評価は得点80点以上、B評価は得点70点以上、C評価は得点60点以上、D評価は得点59点以下という基準を設けている。

成績の評価基準

	評 価	得 点
評 価 基 準	S 評 価	90 点以上
	A 評 価	80 点～89 点
	B 評 価	70 点～79 点
	C 評 価	60 点～69 点
	D 評 価	59 点以下

学則第29条第2項には、「前項の成績評価については、厳格性及び客観性を確保するため、その基準を学生に対して、あらかじめ明示するものとする」と定めている。この規定にしたがい、成績評価の方法および基準については、学則と試験及び成績評価に関する規程本文をガイドブックの巻末に掲載するとともに、それとは別に、学生に十分な注意を促すため、ガイドブックに「試験・成績評価」という一章を設けて、試験の実施方法や成績評価の基準を丁寧に説明している。

各科目の具体的な評価方法はシラバスに公表されている。以下に2014年度新カリキュラムにおける全74科目（研究指導8科目を含む）の成績評価の方法を示す。

各授業科目の評価方法（2014年度新カリキュラム）

科目名		評価方法
財務 会 計 系	簿記原理	期末考査の得点を重視するとともに、出席状況等を含め総合的に評価する。
	簿記Ⅰ	期末考査を重視するとともに、出席状況等を含め総合的に評価する。
	簿記Ⅱ	期末考査を重視するとともに、出席状況等を含め総合的に評価する
	財務会計Ⅰ	授業への参加並びにディスカッションへの参加の程度に関する評価が30%、定期試験の評価が70%とする。
	簿記Ⅲ	期末考査を重視するとともに、出席状況等を含めて総合的に評価する。
	財務会計Ⅱ	授業への参加並びにディスカッションへの参加の程度に関する評価が30%、定期試験の評価が70%とする。
	連結会計論	毎回の出席確認、不定期に行なわれる授業内レポートの評価を30%程度、期末考査を70%程度のウエイトで評定する。
	英文会計	期末考査を重視するとともに、出席状況や課題への対応等を勘案して評価する。
	IFRSⅠ	テスト（中間、期末）を重視するとともに、出席状況や授業対応の状況等を総合的に判断する。
	IFRSⅡ	授業における討議を重視するとともに、テスト、出席状況、レポートの内容等を総合的に判断する。
	財務会計演習ⅠA	授業への参加並びにディスカッションへの参加の程度に関する評価が50%、レポート（プレゼンテーション）の内容に関する評価が50%とする。
	財務会計演習ⅠB	授業への参加並びにディスカッションへの参加の程度に関する評価が50%、レポート（プレゼンテーション）の内容に関する評価が50%とする。
	財務会計演習ⅡA	授業への参加並びにディスカッションへの参加の程度に関する評価が50%、レポート（プレゼンテーション）の内容に関する評価が50%とする。
	財務会計演習ⅡB	授業への参加並びにディスカッションへの参加の程度に関する評価が50%、レポート（プレゼンテーション）の内容に関する評価が50%とする。
	財務会計実務演習Ⅰ	出席点（20%）、発表の内容や出来映え（30%）、期末試験（50%）
	財務会計実務演習Ⅱ	出席点（20%）、発表の内容や出来映え（30%）、期末試験（50%）
公会計論	授業への貢献度（30%）、レポートの評価（70%）	
管 理 会 計 系	原価計算原理	授業態度と中間テストおよび期末テストを総合評価する。
	管理会計Ⅰ	中間テスト、期末テストを総合して評価する。
	管理会計Ⅱ	中間テスト、期末テストを総合して評価する。
	財務諸表分析	講義への出席率を概ね15%、討議における質問・意見、小テスト、期末テストを85%とし、それらを総合して評価する。
	コストマネジメント研究	講義への出席率を概ね15%、討議における質問・意見、小テスト、期末テストを85%とし、それらを総合して評価する。
	管理会計演習ⅠA	出席率を15%、報告の内容、討議における質問・意見、期末提出のレポートを85%とし、それらを総合して評価する。
	管理会計演習ⅠB	毎回演習時に行うレジュメおよびプレゼンテーションの発表と講義の最後に提出するレポートにより評価する。
	管理会計演習ⅡA	出席率を15%、報告の内容、討議における質問・意見、期末提出のレポートを85%とし、それらを総合して評価する。
管理会計演習ⅡB	毎回演習時に行うレジュメおよびプレゼンテーションの発表と講義の最後に提出するレポートにより評価する。	
監 査 系	会計職業倫理	授業出席率20%、試験60%、レポート提出20%を基準とする。
	監査概論	授業の出席率により概ね20%程度、中間及び期末考査で80%程度の基準により評価する。
	監査論Ⅰ	授業の出席率により概ね10%程度、中間及び期末考査で90%程度の基準により評価する。

	監査論Ⅱ	授業の出席率により概ね10%程度、中間及び期末考査で90%程度の基準により評価する。
	監査論Ⅲ	授業の出席率により概ね10%程度、中間及び期末考査で90%程度の基準により評価する。
	監査論演習A	各人の研究報告の内容に従って評価する。
	監査論演習B	事前準備の姿勢、プレゼンテーション能力、ディスカッションへの貢献度を総合的に評価する。
法律系	会社法Ⅰ	出席状況、授業時間内の質疑応答状況、試験の成績等を勘案して総合評価する。
	会社法Ⅱ	出席状況、授業時間内の質疑応答状況、試験の結果等を勘案して総合評価する。
	民法Ⅰ	講義の進度に合わせて4回出題する課題の成績に概ね50%、授業への出席、および質疑応答の状況に概ね50%程度の比重を置き成績評価を行なう。期末考査は実施しない。
	民法Ⅱ	講義の進度に合わせて4回出題する課題の成績に概ね50%、授業への出席、および質疑応答の状況に概ね50%程度の比重を置き成績評価を行なう。期末考査は実施しない。
	金融商品取引法	テスト（中間、期末）を重視するとともに、出席状況、討議への参加状況等を総合的に判断する。
	企業法Ⅰ	出席状況、担当箇所の発表内容などを勘案し、成績を判定する。中間・期末試験は、実施しない。
	企業法Ⅱ	出席状況、担当箇所の発表内容などを勘案し、成績を判定する。中間・期末試験は、実施しない。
	会社法演習	設問の報告、出席状況、質疑への応答状況、期末試験により総合的に判断する。
	金融商品取引法演習	演習テーマに関する事前学習（準備）の状況、演習テーマに関する課題等の検討プロセス及び結論並びに討議への参加状況・討議内容等を総合的に評価する。
租税法系	租税法総論	期末考査による評価を原則とするが、出席状況、授業内の小テスト（不定期）等の結果も考慮する（三分の一程度）。
	法人税法	講義の出席率により概ね40%程度、受講態度で30%程度、期末考査で30%程度の基準により評価する。
	所得税法	出席率で40%程度、受講態度で30%程度、期末考査で30%程度を考慮して評価する。
	消費税法	出席率で20%程度、期末考査で80%程度を考慮して評価する。
	租税法総論演習	担当課題の発表内容により原則として評価するが、出席状況、討議での参加状況も加味して判定する。期末試験は行なわない。
	法人税法演習	講義の出席率により概50%程度、受講態度で50%程度の基準により評価する。期末考査は行なわない。
	所得税法演習	担当課題の発表内容により原則として評価するが、出席状況、討議での参加状況も加味して判定する。期末試験は行なわない。
	消費税法演習	出席率で20%程度、期末考査で80%程度を考慮して評価する。
	租税法特別演習Ⅰ	適宜、研究テーマの関連判例等のレポートや論文内容の提出を求め、その研究発表の内容等により評価する。
租税法特別演習Ⅱ	論文内容の評価（論理性、明確性、立証性）及び論文作成への積極性、自主性、進捗などを総合勘案して評価する。	
経済・経営系	日本経済・経済学概論	原則として講義内発表と期末試験の成績を50%ずつで評価するが、出席状況の悪い学生は試験の受験を許可しないことがある。
	経営学Ⅰ	講義への出席率により概ね30%程度、期末考査にて70%程度の基準により総合的に評価する。
	経営学Ⅱ	講義への出席率により概ね30%程度、期末考査にて70%程度の基準により総合的に評価する。
	ミクロ経済学	原則として期末試験の成績で評価するが、出席状況の悪い学生は試験の受験を許可しないことがある。
	マクロ経済学	原則として期末試験の成績で評価するが、出席状況の悪い学生は試験の受験を許可しないことがある。

	経済学特講	提示課題に対する論議での経済論理性の程度と議論の姿勢。期末に最終筆記試験を実施。
	経済学演習	原則として期末試験の成績で評価するが、出席状況の悪い学生は試験の受験を許可しないことがある。
	経済学特講演習	提示課題に対する問題認識の正確性と経済理論適用の妥当性、さらに分析における論理性と論述姿勢。
	経営・財務演習	授業の出席及びディスカッションの参加程度 (50%)、企業経営行動の事例に関するプレゼンテーションの内容 (50%)
	ビジネスプレゼンテーション	出席率を概ね 15%、プレゼンテーション及び討議における質問・意見を 85% とし、それらを総合して評価する。
情報・統計系	統計学概論	授業中に出すレポート課題を基準に評価する。出席率も考慮に入れる。
	会計情報システム論	実習への取り組み状況も加味し、試験とあわせて総合的に評価する。
	実証経済・統計学特講	既修得知識の現実問題への適応能力およびより一般化された統計理論の習得の程度を、提示課題に対する受講生の口頭説明、記述内容により評価。
	I T 利用監査	期末考査 (レポート) 40%、講義・実習での取り組み方 60%
研究指導	論文指導 I (会計学)	授業の出席状況、報告の準備、討議における発言内容、論文作成の過程における作成への姿勢、論文の内容 (論旨の明快さ、内容の独自性、文献収集等) 等を総合的に評価する。
	論文指導 II (会計学)	授業の出席状況、報告の準備、討議における発言内容、論文作成の過程における作成への姿勢、論文の内容 (論旨の明快さ、内容の独自性、文献収集等) 等を総合的に評価する。
	論文指導 III (会計学)	授業の出席状況、報告の準備、討議における発言内容、論文作成の過程における作成への姿勢、論文の内容 (論旨の明快さ、内容の独自性、文献収集等) 等を総合的に評価する。
	論文指導 IV (会計学)	授業の出席状況、報告の準備、討議における発言内容、論文作成の過程における作成への姿勢、論文の内容 (論旨の明快さ、内容の独自性、文献収集等) 等を総合的に評価する。
	論文指導 I (税法)	論文作成への積極性、自主性、進捗などを総合勘案して評価する。
	論文指導 II (税法)	論文内容の評価 (論理性、明確性、立証性) 及び論文作成への積極性、自主性、進捗などを総合勘案して評価する。
	論文指導 III (税法)	論文内容の評価 (論理性、明確性、立証性) 及び論文作成への積極性、自主性、進捗などを総合勘案して評価する。
	論文指導 IV (税法)	論文内容の評価 (論理性、明確性、立証性) 及び論文作成への積極性、自主性、進捗などを総合勘案して評価する。

学生の成績評価および単位取得状況については、各学期終了後、教務委員長より教授会に報告が行われ、全教員がこれを確認している。このような手続きにより、成績評価と単位認定はあらかじめ決められた基準と方法にしたがって公正かつ厳格に行われることが担保されている。

以上のように、本専攻においては、法令 (専門職大学院設置基準第 10 条第 2 項) で要請されるとおり、成績評価および単位認定にあたって、客観性および厳格性を確保するため、学生に対して基準が明示されるとともに、当該基準にしたがって適切に行われている。(評価の視点 2-25、2-26)

なお、試験及び成績評価に関する規程第 17 条には、成績評価において疑義がある場合、学生は調査を願い出ることができることを定めている。学生は決められた期間 (一週間、成績表配付時に指定) 内に質問票を大学事務局に提出し、大学事務局はそれを教務委員長および当該授業科目の担当教員に送付する。担当教員は回答書を作成し、教務委員長がこれを確認し必要に応じて担当教員と協議を行った後、学生に対して大学事務局より回答書による返答がなされる。以上の手

続きも成績評価の公正性・厳格性を担保する一つの役割を果たしている。(評価の視点 2-27)

<根拠資料>

- ・資料 1 - 2 : 2014 年度会計研究科ガイドブック (2014 年 4 月入学生用)
pp. 9-159 II 授業内容紹介 (シラバス)
pp. 197-199 VII 試験・成績評価
pp. 205-214 大原大学院大学 学則
pp. 222-224 大原大学院大学 試験及び成績評価に関する規程
- ・資料 2 - 6 : 成績評価に対する質問状および回答書
- ・資料 2 - 7 : 第 87 回教授会 議事要録 (抜粋)「学生の単位取得状況について」

項目 11 : 改善のための組織的な研修等

各経営系専門職大学院は、授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るため、組織的な研修・研究を実施することが必要である。特に、経営系専門職大学院の教育水準の維持・向上、教員の教育上の指導能力の向上を図るために、研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めることが重要である。また、教育方法の改善について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るためには、学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表することが必要である。さらに、その結果を教育の改善につなげる仕組みを整備し、こうした仕組みが大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していることが必要である。

<評価の視点>

- 2-28 : 授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るために、組織的な研修・研究を実施すること。〔「専門職」第11条〕〔F群、L群〕
- 2-29 : 教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めること。〔F群〕
- 2-30 : 学生による授業評価が組織的に実施され、その結果が公表されていること。また、授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。さらに、こうした仕組みが、当該経営系専門職大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していること。〔F群〕
- 2-31 : 固有の目的に即して、どのような特色ある取組みを教育方法の改善において行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

本専攻においては、FD委員会が、授業参観、研修会、授業アンケート等の活動を定期的に企画することで、法令(専門職大学院設置基準第11条)の定めのとおり、授業の内容・方法の改善と教員の質的向上を図るための組織的研修・研究を実施している。

授業参観は2007年度以降毎年必ず実施している。詳細は以下のとおりである。

授業参観実績

実施年度	授業科目名	授業担当教員	参観人数
2007年度 前期	企業会計実務	山田有人 教授	4
2007年度 後期	実務消費税法	熊王征秀 准教授	6
2008年度 前期	財務会計原理	鷹野宏行 准教授	5
2008年度 後期	応用管理会計Ⅱ	江頭幸代 准教授	7
2009年度 後期	監査論Ⅱ	末益弘幸 教授	6
2010年度 前期	経営学概論Ⅰ	谷田充明 兼任講師	7
2010年度 後期	法人税法	高橋敏則 教授	5
2011年度 前期	英文会計	石塚昭夫 兼任講師	9
2012年度 前期	簿記Ⅱ	尾上選哉 准教授	9
2013年度 前期	会社法Ⅰ	栗山徳子 教授	8
2014年度 春学期	簿記Ⅰ	古市雄一朗 准教授	5

*参観は専任教員のみ

これらはいずれも単に授業参観を行うだけではなく、終了後に教員間のミーティングの場を設けることにより、個々の教員の授業内容や方法の改善にとどまらず、問題意識の共有化など、教員全体の資質の向上に大いに役立っている。また、ミーティングの内容は報告書としてまとめられ、授業参観に参加できなかった教員にも情報提供されている。

次に、外部講師を招いて行ったFD研修会（講演会）は以下のとおりである。

FD研修会（外部講師招聘）実績

実施年度	研修テーマ	担当講師	参加人数
2007年度	会計基準の国際化と我が国の対応（国際財務報告基準 IFRS へのコンバージェンスー現状と展望ー）	国際会計基準審議会 IASB 理事 山田辰己 先生	13
2009年度	財務諸表の表示に関する論点の整理	企業会計基準委員会専門研究員 又邊 崇 先生	11
2012年度	会計社会の広がり会計プロフェッションへの期待	会計大学院協会相談役・前理事長 八田進二 先生	12
2013年度	IFRS を巡る最新動向と日本の対応 ～「当面の方針」、概念FWプロジェクト等～	企業会計基準委員会前副委員長 加藤 厚 先生	7

*参加人数は、専任教員の参加数

これらの研修会は、主に、会計専門職大学院の教育目的の1つである国際性を踏まえた授業への要請が高まりつつある現状に鑑み、これを養成するという狙いによる。（評価の視点2-28）

研究者教員、実務家教員の区別にかかわらず、教育上の指導能力の向上については、以上のような授業参観と後に述べる授業評価アンケートの結果を改善につなげる仕組みである程度図れるものと考えている。一方、研究者教員の実務上の知見の充実については、特にそれを目的とした取り組みを行っているわけではないが、実務家を講師とする上記のFD研修会や授業参観時に必ず行われる教員のミーティングを通じた研究者教員と実務家教員の議論の中で養われていくもの

と考えている（評価の視点 2-29）。

学生による授業評価については、授業科目ごとに授業アンケートを実施し、全授業の集計結果を学生に公表している（ただし、全項目を実施するのは履修人数 5 名以上の授業科目。5 名未満の授業科目については自由意見の聴取のみ）。授業アンケートの集計結果は教授会に報告され、全学的な問題点についての検討が行われている。また、個別授業の集計結果については担当教員に伝え、所感（感想、今後の対応など）を記載した回答書を F D 委員長へ提出することを義務付けている。ここで改善すべき重大な問題を有すると考えられる教員については、研究科長が F D 委員長、教務委員長とともに当該教員の面接を行い、改善指導を行うことにしている。

さらに、2013 年度から、修了生に対するヒアリングが実施されることとなり、意見の聴取が行われている。ヒアリングの結果は教授会に報告され検討が行われる。

以上のように、本専攻においては、授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されている。（評価の視点 2-30）

なお、固有の目的に沿った、教育方法を改善させる特色ある取組みについては、現在までのところ進展していない。（評価の視点 2-31）

<根拠資料>

- ・資料 2-8：大原大学院大学 教授会・委員会規程集 F D 委員会規程
- ・資料 2-9：授業参観報告 第 8 回～第 11 回
- ・資料 2-10：F D 研修会報告 八田先生／加藤先生
- ・資料 2-11：平成 25 年度修了生と教員による意見交換会報告
- ・資料 2-12：授業アンケート実施要綱
- ・資料 2-13：授業アンケート用紙
- ・資料 2-14：アンケート結果回答書
- ・資料 2-15：2014 年度春学期授業アンケート集計結果（実地調査時間閲覧資料）
- ・資料 2-15：第 87 回教授会 議事要録（抜粋） 「授業アンケートの集計結果について」

（3）成果等

項目 12：修了生の進路状況の把握・公表、教育効果の評価の活用

各経営系専門職大学院は、修了者の進路等を把握し、この情報を学内や社会に対して公表することが必要である。また、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育効果を適切に評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。

<評価の視点>

2-32：修了者の進路状況等を把握し、この情報が学内や社会に対して公表されていること。（「学教法施規」第 172 条の 2）〔F 群、L 群〕

2-33：学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえながら、固有の目的に即して教育効果を適切に評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用していること。〔F 群〕

<現状の説明>

本専攻では、法令（学校教育法施行規則第 172 条の 2）にもとづき、情報の公開に関する要項を定め、修了生の進路状況等を大学ホームページに掲載することで社会に対して公表している。

ただし、継続して勤務している修了生の活動状況について組織的には把握していない。(評価の視点 2-32)

下表は、過去 5 年間の学位授与状況であるが、中途退学した者を除き全員が学位を授与されており、本学固有の目的である高度会計専門職業人の養成、すなわち高度な知識と技能および高い職業倫理観の修得という教育目標は達成されているものと言える。

学位授与状況

入学年度	入学者数	中途退学者数	修了者数
2008 年度入学生	14	1	13
2009 年度入学生	16	2	14
2010 年度入学生	11	1	10
2011 年度入学生	8	0	8
2012 年度入学生	12	2	10

教育の成果は、さらに学位を授与された修了生が修得した学力・能力を実務でいかに発揮しているか、すなわち社会でいかに高度会計専門職業人として活躍しているかその実績によって評価されるものとする。しかし、残念ながら、本専攻の修了生の就職実績は芳しくない。2013 年度までの修了生においては、ほとんどの学生が公認会計士を目標としていた（養成する人材像の修正に伴い、2014 年度以降の修了生は一般企業への就職を目指す学生と税理士を目指す学生が主となっている）が、言うまでもなく、試験に合格しなければ公認会計士として活動することはできず、修了生の多くの者がいまだ受験勉強を継続中である。2014 年 5 月現在、修了生のうち公認会計士試験合格者は 6 名（うち在学中に合格した者 3 名）であり、うち 4 名が監査法人に就職している。その他会計事務所や一般企業の財務・経理部門に就職した者も若干あるが、就職実績によって教育効果を測るにはいまだ母数が少ないのが現状である。

そこで、とりあえずは学生の自己評価による学習達成度をもって教育成果を測ることとし、2013 年度から修了生に対するヒアリングを開始している。今後これを継続的に行い、教育内容・方法の改善に活用していくこととしている。(評価の視点 2-33)

<根拠資料>

- ・資料 1 - : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/access2.html>
→ 大原大学院大学情報
教育情報等の公開>4. 入学者受け入れ方針、入学者数・在学者数、修了者数・公認会計士試験合格者数、就職等の状況>就職等の状況
- ・資料 2 - 11 : 平成 25 年度修了生と教員による意見交換会報告

【2 教育の内容・方法、成果等の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

- ① 教育課程の編成に、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等を反映させる仕組みが整備されていないこと。

- ② グローバルな視野を持った人材を養成するという観点からの教育課程の編成が弱いこと。
- ③ 教育効果を適切に評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用する仕組みが整備されていないこと。

(2) 改善のためのプラン

- ① 2012年6月に、監査法人や証券会社勤務の過去の修了生数名を集めて教員との意見交換会を行っているが、今後もこのような会により社会からの意見聴取を行っていく。
- ② 現職の教員が、より国際性を踏まえた授業を行うことができるように、これからもFD研修会等により個々の教員を滋養していく。また、専任教員の新規採用時に国際経験にも配慮した選考を行う。
- ③ 2013年度から始めた修了生との意見交換会を毎年定期的に行い、学生の学習の自己達成度を客観的に測定していくことで、本学の教育内容や方法の問題点を明らかにしていく。

3 教員・教員組織

項目 13：専任教員数、構成等

各経営系専門職大学院は、基本的な使命 (mission)、固有の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制しなければならない。そのためには、専任教員数、専任教員としての能力等についての関連法令を遵守しなければならない。また、理論と実務の架橋教育である点に留意して、教員の構成にも配慮し、適切に教員を配置することが必要である。

<評価の視点>

- 3-1：専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。（「告示第53号」第1条第1項）〔F群、L群〕
- 3-2：専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われていること。（「告示第53号」第1条第5項。なお、2013（平成25）年度まで、専門職大学院設置基準附則2が適用される。）〔L群〕
- 3-3：法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。（「告示第53号」第1条第6項）〔L群〕
- 3-4：専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えていること。（「専門職」第5条）〔F群、L群〕
- 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 - 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 3-5：専任教員のうち実務家教員は、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。（「告示第53号」第2条第1項）〔L群〕
- 3-6：専任教員の編制は、経営系専門職大学院の教育が理論と実務の架橋教育にある点に留意しながら、経営系専門職大学院の果たすべき基本的な使命の実現に適したものであること。〔F群〕
- 3-7：専任教員のうち実務家教員の割合は、経営系各分野で必要とされる専任教員数のおおむね3割以上であること。（「告示第53号」第2条第1項、第2項）〔L群〕
- 3-8：経営系各分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、基礎知識を展開・発展させる科目について専任教員を中心に適切に配置されていること。〔F群〕
- 3-9：経営系各分野において理論性を重視する科目、実践性を重視する科目にそれぞれ適切な教員が配置されていること。〔F群〕
- 3-10：教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授が配置されていること。〔F群〕
- 3-11：教育上主要と認められる授業科目を兼任・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、適切な基準・手続によって行われていること。〔F群〕
- 3-12：専任教員は、年齢のバランスを考慮して適切に構成されていること。（「大学院」第8条第5項）〔L群〕
- 3-13：教員は、職業経歴、国際経験、性別等のバランスを考慮して適切に構成されていること。〔F群〕
- 3-14：固有の目的に即して、教員組織の編制にどのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

2014年5月現在、本専攻の専任教員は12名、うち教授は9名、実務家教員は5名であり、法令に定める12名以上の必要専任教員数（平成15年文部科学省告示第53号第1条第1項、下記参照）、専任教員の半数以上の教授数（同第1条第3項）、専任教員の概ね3割以上の実務家教員数（同第2条第1項、第2項）を遵守している。また、専任教員は1専攻に限り専任教員として取り扱われなければならない旨の定め（同第1条第2項）については、本学は1研究科1専攻（会

計研究科会計専攻)のみの独立大学院であるため、専任教員はすべてこれに該当している。(評価の視点 3-1、3-2、3-3、3-7)

＊必要専任教員数の算出式

平成 11 年文部省告示第 175 号の別表第 1 に定める経済学関係の修士課程を担当する研究指導教員数 5 名×1.5=7 名(端数切り捨て) + 同告示第 2 号に定める研究指導補助教員数 5 名=12 名

また、法令(専門職大学院設置基準第 5 条)にもとづき、本専攻では、教員の採用及び昇任に関する規程において教員の資格を定めている。例えば、教授については、

- ・博士の学位を有し、研究上の業績を有する者、あるいは研究上の業績がこれに準ずると認められる者
- ・大学または大学院で、教授、准教授又は専任の講師の経歴のある者
- ・専攻分野について特に優れた知識及び高度の実務能力を有すると認められる者

のいずれかに該当し、かつその担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者としている。

これらの教員の資格については人事委員会によって評価がなされる。高度の教育上の指導能力については、基本的にそれまでの大学あるいは大学院における経歴を判断基準とするが、それにもとづく判断が困難な場合には、模擬講義によって委員の合意が得られることを必要とする。(評価の視点 3-4)

次に、教員の配置について、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任の教授または准教授が配置されている。

本専攻が養成する高度会計専門職業人にとって、財務会計、管理会計、監査および租税法の知識は不可欠である。また、会社法を中心とした法学や経済・経営などの周辺分野の知識も必要となるが、下表のとおり、本専攻が設定する 7 つの系(財務会計系、管理会計系、監査系、法律系、租税法系、経済・経営系、情報・統計系)のすべてにおいて、基本科目、発展科目、応用・実践科目の各段階に専任の教授または准教授を配置している。なお、下表で重要分野の一つである管理会計系科目において、専任教員の担当比率が兼任教員より低いのは、2013 年度末の同分野の専任教員 1 名の急な退職によって人事の調整が間に合わず、2014 年度はやむを得ず兼任教員(非常勤講師)に担当させていることによる。管理会計分野の専任教員については 2015 年度の新規採用を目指して募集を継続中である。

また、本専攻では税理士を目指す学生のために、2014 年度から税理士試験の一部科目の免除申請が可能となるように修士論文作成の指導を開始している。2014 年度は論文作成希望学生募集の初年度であり、特に税法分野については希望学生数の予想が困難であったことから、税理士志望者への論文指導の経験豊富な専任教授 1 名に加え、同じく経験豊富な客員教授をあらたに 2 名採用することで柔軟に対処した。一方で会計学分野の論文指導については、専任教員 3 名がすべてを担当している。2015 年度からは租税法分野の専任教員 1 名をあらたに採用することが決定しており、研究指導科目についても専任教員が担当する比率をさらに高めていく。

なお、主要科目を兼任教員(非常勤講師)あるいは客員教員が担当している事例がいくつかあるが、教員の採用及び昇任に関する規程において、兼任教員の採用に関しても専任教員の採用規

程に準ずることを定めている。客員教員についても、別に客員教授等選考規程を設け同様の定めを行っており、教員配置は適切に行われている。(評価の視点 3-8、3-10、3-11)

系別・教員種別 担当科目数 (2014 年度新カリキュラム)

科目分類	総担当科目数	教員種別担当科目数			
		専任教授	専任准教授	客員教授	兼任講師
財務会計系	17	2	11	0	4
管理会計系	9	4	0	0	5
監査系	7	7	0	0	0
法律系	9	5	0	0	4
租税法系	14	7	2	5	0
経済・経営系	10	6	0	0	4
情報・統計系	4	1	0	0	3
研究指導	20	12	0	8	0
合 計	90	44	13	13	20
		専任教員合計 57			

段階別・教員種別 担当科目数 (2014 年度新カリキュラム、研究指導科目を除く)

科目分類	総担当科目数	教員種別担当科目数			
		専任教授	専任准教授	客員教授	兼任講師
基本科目	17	6	4	0	7
		専任教員合計 10			
発展科目	21	12	3	0	6
		専任教員合計 15			
応用・実践科目	32	14	6	5	7
		専任教員合計 20			

* 2014 年度の 2 年次生にも新カリキュラムで授業を行ったと仮定した場合の担当科目数。2014 年度は、1 年次生は新カリキュラム、2 年次生は旧カリキュラムにより授業を行っているため、2014 年度の実際の担当科目数とは異なる。

なお、2014 年度 5 月現在、専任教員は教授および准教授のみであり、講師および助教の担当科目はない。

* 租税法系および研究指導科目には、複数の教員が同じ名称の科目を担当しているものがある。

* 2015 年からは昼夜開講制に移行するため総担当科目数は増加するが、原則として、昼間と夜間の同じ科目は同じ教員が担当する。

専門職大学院の存在意義は、言うまでもなく、理論と実務の架橋教育にある。本専攻にも理論の理解を目的とする授業科目と、理論の実務への応用・実践を目的とする授業科目が存在するが、後者は、原則として実務家の専任教員が担当している。例えば、財務会計系では「IFRS II」、監査系では「監査論 II」「監査論 III」「監査論演習 B」、法律系では「金融商品取引法演習」、租税法系では「租税法総論演習」「法人税法演習」「消費税法演習」などの科目である。本専攻は、こ

これらの科目を担当し理論と実務の架橋となるべき実務家専任教員の数として、法令（告示第53号第2条第2項）の定めをみたと、専任教員の概ね3割～4割程度が適当と考えており、先に述べたように、2014年度5月現在、実務家専任教員は5名（専任教員の41.7%）となっている。また、その資質として、法令（同第2条第1項）に定めるとおり、公認会計士や税理士あるいは官公庁等における5年以上の実務経験が必要と考えている。5名の実務家専任教員はいずれもこの資質を備えているが、単に実務経験があるというだけではなく、実務に関する優れた専門書を著すなど、高度な実務能力に加え相応の研究実績も合わせ持っており、理論と実務の融合的な教育に多大に貢献している。なお、実務家の専任教員に限らず、客員教員2名、兼任教員（非常勤講師）9名を合わせた総勢23名の教員のうち、公認会計士あるいは税理士登録を行っている者は半数以上の12名（専任6名、客員2名、兼任4名）に及ぶ。（評価の視点3-5、3-6、3-9）

専任教員の年齢構成については、2014年5月現在、70歳代5名、60歳代1名、50歳代4名、40歳代1名、30歳代1名となっており、平均年齢は56.7歳とやや高い。女性の専任教員は12名中1名のみである。さらに国際経験という点では、外国企業における勤務、外国大学への留学やフェロー等の経験を持つ教員もいるものの、全体的には少ない。これらの教員構成のバランスの適切性については、教員の新規採用の際に考慮し是正するものとしている。例えば、財務会計系の専任教員の退職に伴い、2012年度には40歳代、2014年度には30歳代の教員を新規採用しており、専任教員の若年化を図っている。（評価の視点3-12、3-13）

以上のように、本専攻においては、法令を遵守し、高度会計専門職業人の養成という固有の目的の実現に必要な教員組織編制を行っているが、特色ある教員組織編制については現在のところ進展していない。（評価の視点3-14）

<根拠資料>

- ・基礎データ表2（専任教員数、実務家教員数、教授数、設置基準上必要な専任教員数等）
- ・基礎データ表4（専任教員の教育・研究実績）
- ・基礎データ表4（実務家教員 職歴欄）
- ・資料1-2：2014年度会計研究科ガイドブック（2014年4月入学生用）
pp.9-10 2014年度度授業科目一覧表（授業科目年次配当表）
pp.12-159 シラバス
- ・資料2-8：大原大学院大学 教授会・委員会規程集 人事委員会規程
- ・資料3-1：大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程
- ・資料3-2：大原大学院大学客員教授等選考規程

項目14：教員の募集・任免・昇格

各経営系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するために十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、教員組織編制のための基本的方針や透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めることが必要である。

<評価の視点>

3-15：教授、准教授、講師、助教や客員教員、任期付き教員等の教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていること。〔F群〕

3-16：教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められ、運用されており、特に、教育上の指導能力の評価が行われていること。〔F群〕

<現状の説明>

本専攻においては、高度会計専門職業人を養成するという固有の目的を実現するために教員組織を編制することを基本的方針としている。この基本的方針のもと、教員の採用及び昇任に関する規程において教員の資格を厳格に定めるとともに、次のような教員組織の具体的な編制方針を定め、前項で説明したとおり、これらに基づいた編制が行われている。

教員規模は、法令に定める専任教員12名以上、うち概ね3割を実務家教員とする。

教員構成については、各系(分野)主要科目に専任教員を配し、実践性を重視する科目には原則として実務家教員を配するものとする。各系の専任教員数は原則として、財務会計系3名以上、管理会計系2名以上、監査系2名以上、租税法系2名以上、法律系1名以上、経済・経営系および情報・統計系2名以上とする。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在を明確化するために、各系に専任教員による責任者を置き、教務委員長がこれを統括する。

なお、年齢構成については、平均年齢が高めの状態が続いているため、今後の専任教員の新規採用時に全体のバランスを考慮するものとする。性別構成については、特に定めていない。(評価の視点3-15)

次に、教員の採用および昇任については、教員の採用及び昇任に関する規程において、専任教員および兼任教員の資格基準を以下のように定めている。客員教員については、別に客員教授等選考規程を設け、教員の採用及び昇任に関する規程に規定する教授又は准教授の資格と同等の資格があると認められる者と定めている。

「大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程(抜粋)

(資格基準)

第2条 教員の採用及び昇任に関する選考は、本条の定める基準により行う。

2 採用する教員及び昇任させる教員の資格は、第3項から第7項に示す基準のいずれかに該当し、建学の精神を体し、本専攻教員たるに適する者であることとする。

3 教授：次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者

一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者

二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

三 大学又は大学院において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

四 専攻分野について、特に優れた知識及び高度の実務能力を有すると認められる者

4 准教授：次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者

一 前項各号のいずれかに該当する者

二 大学又は大学院において助教又はこれに準ずる教員としての経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

三 専攻分野について、優れた知識及び実務能力を有すると認められる者

5 講師：次の各号のいずれかに該当する者

一 前二項に規定する教授又は准教授となることのできる者

二 前項第三号に準ずる能力を有すると認められる者

6 助教：次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者

一 第3項各号又は第4項各号のいずれかに該当する者

二 専攻分野について、知識及び実務能力を有すると認められる者

7 助手：次の各号のいずれかに該当する者

一 修士以上の学位（外国におけるこれらに相当する学位を含む。）を有する者

二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

（その他）

第5条 第1条から前条までの規程は、兼任講師を採用するときに準用する。」

教員の採用手続きについては、人事委員会規程を定め、教授3名により組織される人事委員会で審議されるが、必要に応じて、関係する科目の教員の出席を求め、その意見を聴取することができることとしている。人事委員会は、応募者の職歴および研究業績に関する書類審査、面接、模擬講義の評価を行い人事議案にまとめ、教授会の承認を得ることとしている。このような手続きに沿った適切な人事の運営により、採用された者について、教員の採用及び昇任に関する規程に定める、博士、修士あるいはそれらに準ずる研究上の業績、優れた知識および高度な実務能力、教育上の高度な指導能力が担保されている。

また、教員の昇任あたっては、教員の昇任に関する申し合わせ事項を定め、具体的に昇任にあたっての必要な研究活動の要件のほか、教育および運営に関する貢献も考慮されることを明確にしている。（評価の視点3-16）

<根拠資料>

- ・資料2-8：大原大学院大学 教授会・委員会規程集 人事委員会規程
- ・資料3-1：大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程
- ・資料3-2：大原大学院大学客員教授等選考規程
- ・資料3-3：大原大学院大学における教員の昇任に関する申し合わせ事項
- ・資料3-4：第61回教授会 議事要録（抜粋）「教員組織の編制方針について」

項目15：専任教員の教育研究環境の整備、教育研究活動等の評価

各経営系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸長し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整えるとともに、専任教員の教育活動、研究活動の有効性、社会への貢献及び組織内運営等への貢献について検証し、専任教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要である。

<評価の視点>

3-17：専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること。〔F群〕

- 3-18：専任教員に対する個人研究費が適切に配分されるとともに、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境が用意されていること。〔F群〕
- 3-19：専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）が保証されていること。〔F群〕
- 3-20：専任教員の教育活動について、適切に評価する仕組みが整備されていること。〔F群〕
- 3-21：専任教員の研究活動について、適切に評価する仕組みが整備されていること。〔F群〕
- 3-22：専任教員の社会への貢献及び組織内運営等への貢献について、適切に評価する仕組みが整備されていること。〔F群〕
- 3-23：専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献及び組織内運営等への貢献を推奨するために、どのような特色ある取組みがあるか。〔A群〕

<現状の説明>

2014年度からの新カリキュラムにおける専任教員一人あたりの担当授業数は、年間平均週2.4科目（週3.6時間）である。これは2013年度までの旧カリキュラムにおける週1.9科目から増加している。さらに2015年度からは昼夜開講制に移行するため、週3～4科目程度にまでは増加する見込みであるが、特に過多ということはなく、教員の教育の準備および研究に十分配慮した水準となっている。

*2014年度：2014年度の専任教員数12名が、2014年度の2年次生にも新カリキュラムで授業を行った（実際には2年次生は旧カリキュラム）と仮定した数値
 年間担当総科目数57科目÷12名÷2学期＝2.4科目

なお、専任教員の担当授業数の目安は特に定めていないが、2015年度からは、昼夜開講制への移行に伴い、昼間授業および夜間授業それぞれに専任教員が最小限みたすべき標準担当コマ数を設定している。（評価の視点3-17）

次に、教員の研究環境について、個人研究費は研究経費規程にしたがって以下のように適切に支給されている。

区分	研究者教員		実務家教員	
	研究費	研究旅費	研究費	研究旅費
教授 准教授	300,000円	200,000円	200,000円	100,000円
講師 助教 助手	150,000円	100,000円	100,000円	50,000円

*支給対象期間は4月1日から翌年3月31日まで

専任教員用の研究室は、2014年5月現在、全15室が用意されている。専任教員12名全員に1室ずつ個室として提供されており、共同使用はない。1室あたりの面積は平均17.8㎡であり、基本装備として机、椅子、書棚、保管庫、パソコンおよび電話機が設置され、ネットワーク機器利用のためにLAN配線を行っている。また、研究室の近隣に教員が使用するための複合コピー機とシュレッダーが設置されている。このように十分な教育研究環境が整備されている。（評価の視点3-18）

専任教員の研究専念期間制度は制定されておらず、専任教員が研究に専念できる機会が保証されているとは言い難い状況にあるため、教授会において、研究専念期間制度を整備することが決定されている。(評価の視点 3-19)

専任教員の教育活動については、FD活動の一環として行われている教員による授業参観を通じて、また、授業科目ごとに行われる学生に対する授業アンケートの実施などによって一定の評価がなされている。授業アンケートについては、担当教員にアンケート集計結果についての所感(感想や今後の対応など)を記載した回答書の提出を義務付け、さらに、改善すべき重大な問題を有すると考えられる教員については、研究科長がFD委員長、教務委員長とともに当該教員の面接を行い、改善指導を行うことにしている。(評価の視点 3-20)

一方、専任教員の研究活動については、その成果を公表する場として年度末に研究年報を発行し、資質の向上を図っているが、現状では、研究活動を適切に評価する仕組みは整備されていない。同様に、社会への貢献及び組織内の運営等への貢献について適切に評価する仕組みも整備されていない。(評価の視点 3-21、3-22)

なお、専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献及び組織内の運営等への貢献を推奨するための特色ある取組みについては、現在のところ進展していない。(評価の視点 3-23)

<根拠資料>

- ・基礎データ表 3 (授業担当時間を示すデータ)
- ・基礎データ表 8 (教員の個別研究室、共同研究室の利用状況に関するデータ)
- ・資料 3-5 : 第 88 回教授会 議事要録 (抜粋) 「教員の研究専念期間について」
- ・資料 3-6 : 大原大学院大学諸規則集 (抜粋) 研究経費規程
- ・資料 2-12 : 授業アンケート実施要綱
- ・資料 2-14 : アンケート結果回答書

【3 教員・教員組織の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

- ① 教員の平均年齢が高いこと。
- ② 国際経験豊富な教員が少ないこと。
- ③ 教員の研究活動や社会への貢献及び組織内の運営等への貢献について適切に評価する仕組みが整備されていないこと。
- ④ 研究専念期間制度が整備されていないこと。

(2) 改善のためのプラン

- ①② 今後の専任教員の新規採用の際に考慮する。
- ③ 将来計画検討委員会において検討を始める。
- ④ 教授会において制度の導入が決定しているため、教務委員会において具体的な制度の設計に着手する。

4 学生の受け入れ

項目 16：学生の受け入れ方針、定員管理

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現のために、明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、その方針に基づき、適切な選抜方法・手続等を設定するとともに、事前にこれらを公表することが必要である。また、各経営系専門職大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。さらに、固有の目的を実現するため、受け入れる学生の対象を設定し、そうした学生を受け入れるための特色ある取組みを実施することが望ましい。

<評価の視点>

4-1：明確な学生の受け入れ方針が設定され、かつ公表されていること。（「学教法施規」第172条の2）〔F群、L群〕

4-2：学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・手続が設定されていること。〔F群〕

4-3：選抜方法・手続が事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されていること。〔F群〕

4-4：入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基準・方法に適った学生を的確かつ客観的な評価によって受け入れていること。〔F群〕

4-5：入学定員に対する入学者数、学生収容定員に対する在籍学生数が適正に管理されていること。（「大学院」第10条第3項）〔F群、L群〕

4-6：受け入れ学生の対象は、固有の目的に即して、どのように設定されているか。また、そうした学生を受け入れるために、どのような特色ある取組みを行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

以下の現状の説明において、入学者数等の実績については2014年度入学生まで、入試制度やその他学生の受け入れのために行っている活動については、2015年度入学生の募集として2014年度に実施しているものを記述している。

本専攻は、高度会計専門職業人の養成という固有の目的の実現のために、どのような学生を受け入れるかについて、以下のようにアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）を定め、入学試験要項に明記するとともに、大学案内およびホームページにおいて広く一般に公表している。

「アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）」

◆ 大原大学院大学会計研究科では、修了後、次のような分野での活躍を目指す学生を受け入れます。

会計の公正性を確保することのできる高度な知識と技能を兼ね備え、さらに高い倫理観を持ち、国際感覚を身に付けた高度な会計専門職業人として活躍することを目指す学生を受け入れます。具体的には、

- ① 公認会計士
- ② 税理士
- ③ 企業及び公的機関の財務部門のスペシャリスト

を目指す学生を受け入れます。」

(2015年度版入学試験要項P. 1より抜粋)

(評価の視点 4-1)

以上の受け入れ方針にもとづき、本専攻では、入学にあたって、本専攻の教育を受けるための基礎能力として日本商工会議所（以下、日商）簿記検定 2 級合格に相当する素養を求めているが、なによりも目的達成のための意思をしっかりと持ち、その達成を真に願う学生に広く門戸を開放するため、簿記学力の程度や保有資格など志願者の特性に応じて以下のような様々な選抜方法を設けている。

(1) 一般入試

筆記試験と面接試験によって選抜を行う。筆記試験は、財務会計および管理会計分野の基礎学力を問うもので、日商簿記検定 2 級程度のレベルであることを入学試験要項に明記している。

(2) 自己推薦入試

日商簿記検定 2 級以上等の所定の資格を有することを条件に、自己推薦書の審査と面接試験によって選抜を行う。

(3) A0 入試

合格後、大学院の授業開始までに、本専攻の指定するカリキュラム（入学前簿記学習制度）に沿って簿記を学習し日商簿記検定 2 級程度の学力を身に付けることを条件に、自己推薦書の審査と面接試験によって選抜を行う。

(4) 学校推薦入試

日本国内の大学院・大学・専修学校の専門課程（4 年以上）のいずれかを卒業見込みあるいは修了見込みの者で、指導教員、ゼミ担当教員等の推薦を受けることを条件に、学校推薦書の審査と面接試験によって選抜を行う。

以上のように、いずれの選抜方法においても、志願者が入学に必要な簿記学力を十分に有しているかどうか（あるいは簿記を学習する時間と意欲が十分にあるかどうか）を確認した上で、面接試験を行い、高度会計専門職業人を目指す意思とそのため勉強意欲が十分にあるかを確認することで総合的に合否判定を下している。このように、本専攻においては的確かつ客観的な評価によって学生を受け入れている。

また、これらとは別に、2 年間の授業料を全額免除する特別奨学生を選抜するための試験として次のものがある。

(5) 特別奨学生選抜入試

大学や大学院における学習・研究成果、社会における実務業績、保有する資格などを総合的に評価する第 1 次選考と、小論文による筆記試験および面接試験からなる第 2 次選考によって選抜を行う。特別奨学生に相応しい高い論理的能力・潜在的能力を有しているかを確認する試験で、入試の段階での簿記学力の有無は問わないが、大学院の授業が始まるまでに日商簿記検定 2 級以上を取得していることを条件とする。

また、入学試験は、7 月から翌年 3 月にかけて、通常入試 6 回、特別奨学生選抜入試 2 回の日程が組まれている。ただし、通常入試は上の (1) ～ (4) のすべての種別について 6 回とも行われるわけではなく、特に (3) の A0 入試については、その後の簿記学習期間を考慮して、11 月までの前半 3 回のみ実施されている。（評価の視点 4-2、4-4）

以上の各入試の出願資格、選抜方法、必要な出願書類および入試日程等については、入学試験要項に詳細を記載し、大学案内に同封して配付するとともに、大学ホームページにも掲載している。さらには、6 月から翌年 2 月にかけてほぼ毎月 1 回、計 8 回の入試説明相談会を実施してい

る。参加は自由であり、終了後には個別の相談にも応じている。また、入試説明相談会の日程以外にも希望者があれば随時個別相談に応じることとしている。そのほか、特に留学生向けの説明会として、留学生のための入学相談会を1回設けている。なお、オープン・キャンパスなどの企画は行っていないが、入学志望者からの要望があれば授業を参観することを認めている。

以上のように、本専攻においては入学を志望する者に対して十分な情報入手の機会と受験機会を提供している。(評価の視点 4-3)

次に、入学定員の管理について、下表は過去5年間の本専攻の入学定員充足率および学生収容定員充足率を表したものである。本専攻の入学定員は30人、学生収容定員は60人である。

過去5年間の入学定員充足率および学生収容定員充足率

	入学者数(A)	在籍学生数(B)	入学定員充足率(A/30)	学生収容定員充足率(B/60)
2010年度	11	26	0.37	0.43
2011年度	8	18	0.27	0.30
2012年度	12	20	0.40	0.33
2013年度	9	20	0.30	0.33
2014年度	21	30	0.70	0.50

* 在籍学生数および学生収容定員充足率は年度初めの数値

本専攻は2006年度の開学以来、入学定員充足率が100%を下回る状況が続いている。特に2010年度以降、充足率の低迷が著しかったが、この主たる原因としては、経済環境の悪化等の理由により公認会計士の就職状況が極めて厳しくなり、それに伴い公認会計士試験の合格率も低下したことから、公認会計士になることを目指す者が大幅に減少した(試験出願者数はピークの2010年の約25000人に対して現在は半減状態)ためと考えられる。もともと本専攻は主たる入学者を、公認会計士を目指す大学卒業生と想定していたため、その影響は極めて大きかった。そこで、定員管理に関する抜本的な改善を図るべく、2012年度にアドミッション・ポリシーを改訂し、現在では養成する人材像を、①公認会計士、②税理士、③企業及び公的機関の財務部門のスペシャリストとして、より広範な会計業務に対応できる人材を養成することを明確にして募集を行っている。その実現のための様々な方策のうち、特に以下の3点について効果が表れ、2014年度の入学者21名(入学定員充足率は0.70)という大幅増加につながったものと考えられる。

(1) 留学生の取り込み

養成する人材像の修正にともない、会計の知識と技能を修得して日本の企業に就職することを希望する留学生を積極的に募集対象とすることにした。大原学園傘下の大原日本語学院の協力のもとに都内有数の日本語学校を訪問するなどの活動を行う一方、私費外国人留学生授業料減免制度を新たに設けるなどして留学生の募集に努めた結果、2014年度には10名の留学生が入学している。

(2) A0入試の新設

前述のとおり、本専攻は日商簿記検定2級程度の学力を入学の条件としており、これから会計の勉強を行おうとしている志願者の入学は当然に不可能であった。そこで、2014年度入学向け入試より、簿記学力が不足していても受験できるA0入試を新設した結果、2014年度には留

学生を中心に当該入試によって5名が入学している。

本専攻の経営母体である大原学園は様々な資格取得のための専門学校を有しており、本専攻の特徴の一つとして、これら学園既存の教育資源を有効に活用できることがある。AO入試は、合格者に専門学校の簿記受験講座を利用して学習してもらい、同時に本専攻専任の指導員が補講を行うことで学習の進捗を管理し理解を確実なものにする仕組みであるが、言わば、志願者を「待つ」のではなく積極的に「作り出す」入試制度であり、本専攻ならではの特色ある取り組みと言える。

(3) 論文指導の開始

養成する人材像に税理士を明記したことにともない、2014年度入学生より、税理士試験の科目免除申請が可能となる修士論文作成の指導を行うこととした。この結果、2014年度には、税理士になることを目指す学生が12名入学している。

なお、これまで本専攻の授業時間帯は昼間のみであり、必然的に社会人の入学は困難な状況にあった。そこで、2015年度からは夜間にも授業時間帯を設定して昼夜開講制へと改編することを教授会で決定し、現在、大学ホームページ等を通じて告知している。これにより税理士事務所等に勤務している社会人の取り込みを行い、入学定員充足率100%の達成を目指している。

以上のように、本専攻ではこれまで入学定員充足率が100%を割ることが常態であり、その理由も明確であったため、入学者数を増やす有効な方策を考案し実行することが、唯一の入学定員の「適切な管理」であった。しかしながら、2014年度の入学実績および夜間時間帯開講を踏まえると、今後は志願者が入学定員を超える状況が生じることも十分に考えられる。本専攻は、高度会計専門職業人の養成という固有の目的を効果的に実現するために、1学年30名程度の少人数教育が適切と考え定員を設定しているが、特に修士論文作成を志望する学生に対して十分かつ効果的な指導を行うためには、指導教員数が限られていることから厳密な定員管理が求められるものと考えている。したがって、全6回の通常入試日程を設定しているが、すでに終了した入試の合格状況によってはそれ以降の学生募集を停止することとし、その旨を入学試験要項に明記することで、志願者に周知している。(評価の視点4-5、4-6)

<根拠資料>

- ・資料1-1：大学案内（2015年4月入学用）
pp. 24&25 入試概要
p. 28（裏表紙） 入試説明相談会のご案内／留学生のための入学相談会のご案内
- ・資料 ー：大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/entrance.html>
→入試案内
大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/claim.html>
→問合せ・資料請求
大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/topics.html>
→大原大学院大学PR
- ・資料4-1：2015年度大原大学院大会計専門職大学院会計研究科会計専攻 入学試験要項
- ・資料4-2：大原大学院大学入学試験実施マニュアル
- ・資料1-5：第84回教授会議事要録（抜粋）「昼夜開講制について」
- ・資料4-3：2009年度 第4回入試委員会 議事要録（抜粋）「入学希望者の授業参観について」

- ・基礎データ表 5：志願者数・合格者・入学者数の推移に関するデータ
- ・基礎データ表 6：学生定員および在籍学生数に関するデータ

項目 17：入学者選抜の実施体制・検証方法

各経営系専門職大学院は、入学者選抜について責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施することが必要である。また、学生の受け入れのあり方を検証するための組織体制・仕組みを設け、継続的に検証することが望ましい。さらに、固有の目的に基づき、特色を伸長するため、入学者選抜の実施体制等について特色ある取組みを行うことが望ましい。

＜評価の視点＞

4-7：入学者選抜が責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施されていること。〔F群〕

4-8：学生の受け入れ方針、対象及び選抜基準・方法等、学生の受け入れのあり方を検証するために、どのような組織体制・仕組みを設け、継続的に検証しているか。〔A群〕

4-9：固有の目的に即して、入学者選抜の実施体制等に関してどのような特色ある取組みを行っているか。〔A群〕

＜現状の説明＞

入学者選抜に関する業務の遂行については、大原大学院大学入試委員会規程の定めにしたがい、専任教員によって構成される入試委員会を設置し、責任ある体制を確立している。また、入学者選抜を適切かつ公正に実施し、透明性を確保するために、入学試験実施マニュアルを定めている。

入学試験実施マニュアルでは、筆記試験の作問、自己推薦書および学校推薦書の審査、面接試験の方法、合否判定の手順、入学試験当日の業務遂行手順などについて定めており、すべての入学試験は、このマニュアルにしたがい統一的な方法で厳正に進められている。

一般入試で使用される筆記試験問題については、選抜の基準を適正なものとするため、年度初頭に出題計画を立て、入試委員により内部で作成され検証された問題を使用し、その採点については筆記試験官である入試委員が担当した後、別の入試委員が確認を行うこととしている。全種別の入試において実施される面接試験については、公正性および客観性を確保するため、入試委員2名以上を面接試験官とし、各面接試験官が個別に評価を行った後、面接試験官全員で協議の上あらためて面接試験の評価を決定することとしている。なお、修士論文の作成を志望する志願者については、入学後論文指導を行う教員に面接試験に参加してもらい、オブザーバーとして評価について意見を求めることとしている。

さらに、合否の判定は、各種書類の審査、筆記試験および面接試験の結果を総合的に判断し、まず入試委員会の合議により原案が作成され、次に教授会の議を経て確定する手続きを採用している。

なお、特別奨学生選抜に関する業務の遂行については、入試委員会とは別に、大原大学院大学特別奨学金制度委員会規程の定めにしたがい、専任教員によって構成される特別奨学金制度委員会を設置し、責任ある体制を確立している。（評価の視点 4-7）

学生の受け入れのあり方の検証については、入試委員会の通常業務の範囲としている。次年度の入学試験要項公表までの期間に入試委員会を開催し、前年度の検証を行うとともに、次年度へ向けた改善方針を決定している。例えば、2015年度入学生募集に向けては、論文指導の開始に伴うアドミッション・ポリシーの改訂、12月入試の廃止、筆記試験の問題数の削減や出題レベルのさらなる基礎化、論文作成志望者に提出させる出願書類の記述内容の変更などの改善提案がなさ

れ、入試委員会、さらに必要に応じて教授会の審議により了承されている。(評価の視点 4-8)

なお、固有に目的に即した特色ある入学者選抜の実施体制等の取組みについては、現在までのところ進展していない。(評価の視点 4-9)

<根拠資料>

- ・資料 2-8 : 大原大学院大学 教授会・委員会規程集
入試委員会規程、特別奨学金制度委員会規程
- ・資料 4-2 : 大原大学院大学入学試験実施マニュアル
- ・資料 4-4 : 2013 年度 第 12 回入試委員会 議事要録 (抜粋)
「来年度の入試日程について」「アドミッション・ポリシーの改訂について」
2014 年度 第 1 回入試委員会 議事要録「今年度の筆記試験問題について」
2014 年度 第 2 回入試委員会 議事要録 (抜粋)
「論文作成志願者の出願書類について」
2014 年度 第 4 回入試委員会 議事要録「第 1 回入試の合否判定について」

【4 学生の受け入れの点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

2014 年度は大幅な入学者数の増加により、入学定員充足率は 0.70、学生収容定員充足率は 0.50 までに回復したが、いまだ 100%に到達していないこと。

(2) 改善のためのプラン

公認会計士についてはようやく市場が底をつき、今後は試験受験者も増加するものと期待されるが、それが会計専門職大学院への需要に反映するのはまだ先であると推察される。したがって、当面は税理士志望者を主たる受け入れ対象として、これを伸ばすための方策に取り組んでいく。税理士志望者は会計士志望者とは異なり、税理士事務所等に勤務しながら資格取得を目指す社会人も多いため、2015 年度から夜間にも授業時間帯を設置して、社会人の積極的な取り込みも行っていく。

5 学生支援

項目 18：学生支援

各経営系専門職大学院は、学生生活および修了後のキャリア形成、進路選択等に関する相談・支援体制を適切に整備するとともに、こうした体制を学生に十分周知し、効果的に支援を行うことが必要である。また、学生が学習に専念できるよう、各種ハラスメントに関する規程および相談体制、奨学金などの学生への経済的支援に関する相談・支援体制を適切に整備し、学生に周知することが必要である。さらに、障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制、学生の自主的な活動や修了生の同窓会組織に対する支援体制を整備し、支援することが望ましい。くわえて、学生支援について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

5-1：学生生活に関する相談・支援体制が適切に整備され、効果的に支援が行われていること。〔F群〕

5-2：各種ハラスメントに関する規程および相談体制が適切に整備され、それが学生に周知されていること。〔F群〕

5-3：奨学金などの学生への経済的支援についての相談・支援体制が適切に整備されていること。〔F群〕

5-4：学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制が適切に整備され、効果的に支援が行われているか。〔A群〕

5-5：障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制が適切に整備され、支援が行われているか。〔A群〕

5-6：学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕

5-7：固有の目的に即して、学生支援としてどのような特色ある取組みを行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

本専攻では、学生委員会を組織し、委員として各学年担任を務める専任教員 2 名を含む専任教員 3 名と学生指導を担当する専任職員 1 名をあて、学生生活および修了後のキャリア形成、進路選択等に関する相談・支援を行うと同時に学生からの要望に対応するようにしている。このうち、就職指導については大原学園の就職指導担当職員 1 名を兼任職員として充て、学生委員と共同して学生の指導にあたっている。

こうした体制については、年度初めに実施するオリエンテーションで学年担任教員から説明すると同時に、進路指導に関するセミナー開催などの告知を学年担任教員が随時行っている。また、これらの行事への学生の参加状況を大原学園の就職指導担当する兼務職員、学年担任教員、学生指導を担当する専任職員で共有し、首尾一貫した指導が行えるようにしている。以上のように学生生活に関する相談・支援体制を整備して支援を行っている。(評価の視点 5-1)

(1) ハラスメント対策

各種ハラスメントについては、「大原大学院大学ハラスメント対策に関する規程」を定め、ハラスメント対策委員会を設置している。なお、委員は学生委員 3 名(専任教員 2 名、専任職員 1 名)が兼務し、ハラスメントに関する問題が生じた場合は個人情報等の管理を徹底し、慎重に対応することとしている。また、入学時オリエンテーションにおいて、会計研究科ガイドブックを用いて学年担任教員が防止を呼びかけている。(評価の視点 5-2)

(2) 奨学金などの経済的支援

本専攻独自の奨学金制度として、①大原大学院大学奨学金、②大原大学院大学特別奨学金があり、このほか、奨学金という名称ではないが、③私費外国人留学生授業料減免制度を設けている。

- ① 1年次の成績優秀者若干名に対して、30万円を上限として給付し、2年次の授業料に充当するものである（2014年度給付実績1名）。
- ② 特別奨学生のための入試を実施して選抜を行い、若干名に授業料の全額を免除するものである（2014年度2年生1名、1年生該当者なし）。
- ③ 私費外国人留学生を対象として、減免の対象となる者すべてに授業料の30%を減免するものである。

また、本専攻独自のものではないが、日本学生支援機構が行う貸与奨学金第1種奨学金（2014年度実績2名）、第2種奨学金（2014年度実績1名）と文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度（2014年度実績1名）を行っている。

これらの奨学金等の学生への経済的支援については、奨学金等（上記②の特別奨学金を除く）の募集時期（入学時に行うオリエンテーションのとき）に学年担任教員から学生に告知し、その後、事務局の学生指導を担当する専任職員が随時相談に応じている。この体制により適切な支援を行っている。（評価の視点5-3）

（3）キャリア形成、進路選択等に係わる相談・支援

学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に係わる相談・支援については、各年度のはじめに学年担任教員が学生との個別面談を行い、学生の希望を確認し、授業科目の履修指導、課外講座として無料で受講できる大原学園が運営する資格試験受験講座の受講指導、就職活動等についてアドバイスを行っている。同時に学生委員間で情報を共有し、さらに教授会で報告し、その年度の学生の動向が分かるようにしている。

就職指導については学生委員会および大原学園の就職指導を担当する兼任職員と協議の上、年間指導スケジュールを決定して指導にあたっている。ただし、公認会計士や税理士を志望する学生も多く、資格試験の受験勉強に関心が向き、就職に関するセミナーなどへの出席率は高くなく、今後、根気よく学生へ参加を呼びかけていくことが必要である。なお、会計に関する職業のうち、いわゆる士業（公認会計士、税理士）に就くためには、国家試験の合格が必要となるため、多くの学生にとっては、大学院での学修と資格試験の受験勉強の両立が課題となる。こうしたことから、資格試験受験講座の受講に関する相談も多く、適切な講座が選択できるように学年担任教員と事務局の学生指導職員が共同して指導にあたっている。（評価の視点5-4）

（4）留学生・社会人学生・障がいのある学生支援

留学生については、学年担任教員と事務局の学生指導職員およびこれを補佐する事務局の職員が公的機関の留学生指導に関するセミナーなどを受講して指導にあたっている。また、就職が決定した場合には「留学」から「人文知識・国際業務」といった就労可能な在留資格への変更、就職が確定しないときに引続き就職活動を行う場合は「（継続就職活動の為の）特定活動」への在留資格変更が必要となるが、こうした手続きのための説明会および指導を行っている。

本年度までは昼間開講であったため、社会人学生支援の機会はなかったが、次年度から昼夜開講制へ移行するため、事務局の勤務体制等を検討し、社会人学生への支援に支障がないようにすることとしている。

障がいのある学生については、十分な施設が整っていないこともあり、現状の施設で学修に支障がないかどうかを志願者に判断してもらった上で受験してもらうにしているが、現在までのと

ころ障がいのある学生の志願はない。なお、障がいのある学生が入学した場合には対応可能な範囲での支援を行うことにしている。(評価の視点 5-5)

(5) 学生の自主的な活動、修了生への同窓会組織に対する支援

学生の自主的な活動、修了生への同窓会組織に対する支援であるが、学生の多くが大学院の学修と資格試験の受験勉強の両立で手一杯であることから、学生の自主的な活動は懇親会の開催程度であり、その他の活動が行われるには至っていない。また、同窓会組織についても、ごく一部の修了生からの声はあるものの、立ち上げるまでには至っていない。このため、現段階ではこれらの支援を行っていないが、修了生から同窓会組織立ち上げの要望があれば、同窓会行事への教室の無料貸出、規約の作成・名簿管理および行事の告知などの事務作業についての支援を行うことにしている。また、学生からボランティアなどの自主的活動への支援要請があれば、事務局を中心として対応することにしている。(評価の視点 5-6)

(6) 特色ある取り組み

会計専門職業人の養成という固有の目的に対しては、前の記述と重複するが、本専攻の経営母体である大原学園が運営する資格試験受験講座を入学手続完了後から修了年の試験の受験終了まで無料で受講できるようにし、大学院での学修と資格試験受験講座の受講に伴う経済的負担を軽減し、学生のキャリア形成のための支援を行っており、他大学院にない本専攻の特色ある取り組みとなっている。(評価の視点 5-7)

<根拠資料>

- ・資料 2-8 : 大原大学院大学 教授会・委員会規程集 学生委員会規程
- ・資料 1-2 : 2014 年度会計研究科ガイドブック (2014 年 4 月入学生用)
pp. 202-204 VIII 学籍・その他諸事項
8. 奨学金等 13. ハラスメント 14. 学生支援 15. 相談
p. 226 大原大学院大学学年担任制規程
pp. 230-232 大原大学院大学ハラスメント対策に関する規程
p. 187 V 学生生活上の諸事項 14. 就職活動支援
- ・資料 5-1 : 大原大学院大学特別奨学金に関する規程
- ・資料 5-2 : 第 84 回教授会議事要録(抜粋) 【報告事項】(2) 学生委員会学生面談の結果について
- ・資料 5-3 : 第 83 回教授会議事要録(抜粋) 【報告事項】 学生の就職サポートの年間スケジュールについてと年間スケジュール表
- ・資料 5-4 : 就職指導実施報告書の見本
- ・資料 5-5 : 「(継続就職活動の為の) 特定活動」への在留資格変更についての説明会資料
- ・資料 - : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/life.html>
→ 学生生活 無料受講制度 (課外学習・入学前学習)
- ・資料 1-1 : 大学案内 (2015 年 4 月入学用)
p. 20 無料受講制度 (課外学習・入学前学習)

【5 学生支援の点検・評価】

(1) 検討および改善が必要な点

本専攻独自の奨学金として①大原大学院大学奨学金と②大原大学院大学特別奨学金があるが、①は2年次生に奨学金を給付するものであり、②は特別奨学生を選抜するための入試を実施して2年間奨学金を給付するものである。このため、1年次生を対象とした奨学金が存在しないという学年による不均衡が生じている。このような状況を改善するため、1年次生を対象とした奨学金制度を創設する必要がある。

外国人留学生について、学年担任教員と事務局の学生指導職員およびこれを補佐する事務局の職員で指導を行っているが、外国人留学生が多くなってきているため個別相談の体制を強化する必要がある。

(2) 改善のためのプラン

大原大学院大学奨学金の制度を見直し、1年次秋学期と2年次春学期に支給する奨学金に変更し、学年による不均衡を改善する。

中国からの留学生が多くなってきているので、大原学園本部の中国語を話せる職員を、個別相談の担当者に加え、体制の強化を図る。

6 教育研究環境

項目 19：施設・設備、人的支援体制の整備

各経営系専門職大学院は、その規模等に応じて施設・設備を適切に整備するとともに、障がいのある者に配慮することも重要である。また、学生の効果的な自学自習、相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的に即した施設・設備、人的支援体制を設け、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 6-1：講義室、演習室その他の施設・設備が、経営系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されていること。〔「専門職」第17条〕〔F群、L群〕
- 6-2：学生が自主的に学習できる自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等の環境が十分に整備され、効果的に利用されていること。〔F群〕
- 6-3：障がいのある者のために、適切な施設・設備が整備されていること。〔F群〕
- 6-4：学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーが適切に整備されていること。〔F群〕
- 6-5：教育研究に資する人的な支援体制が適切に整備されていること〔F群〕
- 6-6：固有の目的に即して、どのような特色ある施設・設備、人的支援体制を設けているか。〔A群〕

<現状の説明>

(1) 施設・設備の状況

① 教室の状況

本学は会計専門職大学院大学として会計研究科会計専攻の1研究科1専攻のみを設置する大学院大学であり、収容定員60名、入学定員30名と小規模である。講義室は2教室あり、机・椅子を30組設置し、机は可動式にして講義形式の授業でもゼミ形式の授業でも使用できるようにしている。演習室は講義室とは別に2教室設置してゼミ形式授業や論文指導授業に使用されている。また、学生のための学習環境としては各教室内および廊下に学生が教材等を保管するためのロッカーが設置されている。

以上のように小規模な大学院ではあるが、規模においても、講義、ゼミ、論文指導などの教育形態においても、学生の学習環境においても、施設・設備は適切に整備されている。(評価の視点6-1)

② 自習室・ラウンジの状況

自習室は36席用意されており、各席はブラインドカバーが取り付けられているので、前後左右の席とは視覚的に遮断されている。また無線LANも配備されており、学生が自己のパソコンを利用することができる。

利用時間は月曜日から日曜日までの毎日7:00から22:00まで利用できるようになっている。

ラウンジについては大学院固有のものを含め、同一校舎や他の校舎に法人全体のラウンジがあり、学生が必要に応じて利用している。(評価の視点6-2)

③ 障がい者に対する状況

障がいがある者のために、障がい者が利用できるエレベータが 1 機あり、大学院専用ではないが校舎全体で利用できる障がい者専用トイレも 1 室ある。

校舎内では教室を中心にバリアフリー化されているが一般道路から校舎に入るときの入口には段差がある。障がい者が自動車で登校して駐車スペースを使用する場合は入口までは段差がないので問題は生じない。このような状況であるために障がいがある者が入学試験を受けるときには事前に環境を理解した上で受験するように案内ルールを決めている。(評価の視点 6-3)

(2) 研究および学習のための環境

① 情報インフラストラクチャー

学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーが適切に整備されている。

演習室には学生が発表する際に使用するプロジェクターとパソコンを利用できるように環境を整えている。また各教室と図書室は無線 L が施されている。

教員の研究室にも LAN 配線が行われており、インターネットとの接続により研究活動に資する環境が整っている。(評価の視点 6-4)

② 人的な支援体制

人的な支援体制として一般に考えられるのがティーチング・アシスタント (TA) やリサーチ・アシスタント (RA)、技術スタッフなどであるが、本学において TA は学生数から鑑みても必要性は乏しく、むしろオフィス・アワーなどを利用して、直接、指導教員との質疑応答で十分に不明点をカバーすることができるようになっている。

RA については会計専門職大学院という特性から研究内容が実験機材等の使用などアシスタントを必要とする分野ではなく、特に配置していない。

技術スタッフに各教員が求めるものとしては情報処理に関する技術が中心になっている。問題が発生した場合には大原学園の情報処理部門が対応するようになっており即座に解決している。

本学に存在するあらゆる目的に対しては、本学自体の規模は極めて小さいので十分な対応はできないが、大原学園の規模は大きいので、すべて大原学園にある組織の関係部署を利用して施設・設備や人的支援に関する目的を達成している。(評価の視点 6-5)

なお、本専攻の固有の目的に即した特色のある施設・設備、人的支援体制は設けていない。(評価の視点 6-6)

<根拠資料>

- ・資料 6—1 : 大原大学院大学施設の平面図
- ・資料 6—2 : 2014 年度春学期施設アンケート結果
- ・資料 1—2 : 2014 年度会計研究科ガイドブック (2014 年 4 月入学生用)
 - p. 186 11. 自習室利用
 - p. 182 2014 年度度オフィスアワーの案内
 - p. 226 大原大学院大学学年担任規程
- ・資料 6—3 : 講義室、演習室、自習室、ラウンジの写真

- ・資料6-4：障がい者用エレベータ、トイレ等の写真

項目 20：図書資料等の整備

各経営系専門職大学院は、図書館（図書室）に学生の学習、教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備するとともに、図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとすることが必要である。さらに、図書資料等の整備について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 6-7：図書館（図書室）には経営系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。〔F群〕
- 6-8：図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、経営系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっていること。〔F群〕
- 6-9：固有の目的に即して、図書資料等の整備にどのような特色ある取組みを行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

（1）図書の状況

教員や学生の研究、学習に必要な図書は、教員および学生からの購入要請に基づいて適宜購入して計画的体系的にレベルを維持している。

2014年4月末現在の蔵書は次ページのとおりである。

2014, 4, 30

① 蔵書 5,522 冊 (和書 5142 冊 洋書 380 冊)

分類		図書数	和書数	洋書数	
0 総記		30	24	6	
1 哲学・宗教		6	5	1	
2 歴史・地理		12	8	4	
3 社会科学	3 2 法律	3 2 4 民法	75	75	0
		3 2 5 商法	426	413	13
		その他	144	143	1
		小計	645	631	14
	3 3 経済	3 3 1 経済学・経済思想	74	68	6
		3 3 3 経済政策・国際経済	115	115	0
		3 3 5 企業・経営	453	390	63
		3 3 6 経営管理	2554	2384	170
		3 3 8 金融・銀行・信託	524	490	34
		その他	43	38	5
		小計	3763	3485	278
	3 4 財政	3 4 1 財政学・財政思想	54	54	0
		3 4 5 租税	373	368	5
		その他	30	27	3
		小計	457	449	8
	3 5 統計	10	9	1	
	3 6 社会	99	96	3	
3 7 教育	19	18	1		
3 8 風俗習慣	2	0	2		
その他	20	14	6		
計	4786	4473	313		
4 自然科学		55	53	2	
5 技術		190	162	28	
6 産業		201	175	26	
7 芸術		4	4	0	
8 言語		8	8	0	
9 文学		0	0	0	
合計		5522	5142	380	

②雑誌：26種（和雑誌：22種、洋雑誌：4種）

ア) 和雑誌：「会計・監査ジャーナル」「会計人コース」「会計と監査」「企業会計」
「旬刊商事法務」「税経通信」「税理」「ビジネス法務」「ファイナンシャルアドバイザー」
「経済セミナー」「週刊ダイヤモンド」「週刊東洋経済」「日経ビジネス」「法律時報」
「外交」「税務弘報」「世界」「法学教室」「一橋ビジネスレビュー」「会計」
「DIAMOND・ハーバート・ビジネス・レビュー」「産業経理」

イ) 洋雑誌：「Accountancy」「Internal Auditor」「Journal of Accountancy」
「Journal of Political Economy」

図書の選定にあたっては社会科学分野の新刊を中心とし、教員の要望を踏まえて随時購入している。また学生からの要望は、図書室専任職員に伝えられ、図書委員会の確認を受けてから購入の手配を行っている。

電子媒体については海外の会計などに関する情報を入手するために電子ジャーナルABI/INFORM Complete(ProQuest)を導入し、図書室および教員研究室での閲覧および打出しが可能である。

<ABI/INFORM Complete(ProQuest)>

ProQuest が提供するビジネス関連の雑誌・新聞、その他の情報源を幅広くカバーするデータベースの閲覧・資料打出しが可能。

・ProQuest Accounting & Tax Database

その他にも図書室で教員および学生等が利用できるデータ・ベースとしては次のものが使用できる。

- (1) 日経テレコン21：日経各紙のほか速報ニュース・公開情報・統計情報・マーケティング情報の検索、関連記事・類似記事情報などを検索
- (2) D1-Law.com：判例検索・法令検索・法律判例文献情報
- (3) Lexis ASONE：司法情報・法令等・立法情報・行政情報・自主規制規則など
- (4) CiNii：全国の大学図書館所蔵情報、学術論文情報の提供

図書の絶対数を確保することにスペース上限界があるので、インターネット上で図書を借りることを可能にするために国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムを導入している。

- ① 国立国会図書館の登録利用者制度に機関として登録し、インターネットでの郵送複写を申し込むことができる。
- ② 図書室に設置してあるパソコンから NDL-OPAC で複写希望資料を検索できる。
- ③ 国立情報研究所目録所在情報サービスを提供する「NACSIS-CAT/ILL」に参加するためのシステムを導入したので次のことができるようになっている。
・「NACSIS-CAT/ILL」へ参加することによりオンライン共同分担目録方式による全国規模の総合目録データベースを形成するためのシステムを構築できる。

・「NACSIS-CAT/ILL」へ参加することにより、図書館間で行われている相互貸借サービスを利用できる。(評価の視点 6-7)

また、2014年度から、会計学(財務会計の分野に限る)と租税法の論文指導を開始しているが、このうち、租税法に関する必要な論文資料を利用できるようにするため、(公益財団法人)租税資料館(東京都中野区)、(公益財団法人)日本税務センター(東京都品川区)を学生が利用できるように計画中である。(公益財団法人)租税資料館については学生が自由に閲覧・資料のコピーをできるが、図書(洋書に限る)の貸出しについて大学図書館経由となるため、「NACSIS-ILL」に準拠した形を整備することになっている。一方、(公益財団法人)日本税務センターについても学生が自由に閲覧・資料のコピーをできるが、貸出しができるようにするためには会費がかかるため、この補助も含めて検討することになっている。

(2) 図書室の環境

図書室には閲覧用に22席、パソコン用に2席を用意している。また図書室専門職員を1名配置している。図書の貸出しルールは①貸出冊数5冊 ②返却期限2週間と定められている。

図書室内には蔵書の検索や貸出・返却などができる『情報館』という総合情報管理パッケージソフトをインストールしたパソコンとインターネット情報が閲覧できるパソコンが3台配置されている。また、図書室および教室に無線LANを配備し、学生が自己のパソコンを使って操作をすることを可能にしている。

図書室の利用規程については『図書利用案内』、『図書室利用時のルール』や『データベースの利用案内』などを定めて学生の入学時や進級時のオリエンテーションで告知している。現在の開館日及び開館時間は月曜日から金曜日までの8:30から18:00であるが、2015年度からは昼夜開講制になるので開館時間を変更することになっている。(評価の視点 6-8)

なお、本専攻の固有の目的に即して、図書資料等の整備に特色ある取り組みは行っていない。(評価の視点 6-9)

<根拠資料>

- ・資料1-2:2014年度会計研究科ガイドブック(2014年4月入学生用)
p.186 V 学生生活上の諸事項 12 図書室利用
- ・資料6-5:図書室利用案内
- ・資料6-6:図書室利用時のルール
- ・資料6-7:データベース利用案内

【6 教育研究環境の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

講義室、演習室、研究室、自習室などは要件を満たしているが、障がい者に対する施設・設備環境は十分とは言えない。今後は障がい者を受け入れることができるように校舎のエントランスのバリアフリー化や駐車スペースからエントランスまでの歩行路を車椅子など

がスムーズに通行できるようにする必要がある。

図書室はスペース的に蔵書数を増やすには限界があるので、電子媒体を主体にする必要がある。

(2) 改善のためのプラン

障がい者が行動しやすい施設・設備にするために 2015 年度中には校舎エントランスの整備を行う。

電子媒体化を進めるために利用可能データベースを 2015 年度中に 1～2 種類増加させる。

7 管理運営

項目 21：管理運営体制の整備、関係組織等との連携

各経営系専門職大学院は、管理運営組織・学問研究の自律性の観点から、管理運営を行う固有の組織体制を整備するとともに、関連法令等に基づき学内規程を定め、これらを遵守することが必要である。また、教学等の重要事項については、経営系専門職大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されることが重要であり、専任教員組織の長の任免等については、適切な基準を運用することが必要である。さらに、企業、その他外部機関との協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等を適切に行う必要がある。

なお、経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、固有の目的の実現のため、それら組織と連携・役割分担を行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-1：経営系専門職大学院を管理運営する固有の組織体制が整備されていること。〔F群〕

7-2：経営系専門職大学院の管理運営について、関連法令に基づく適切な規程が制定され、それが適切に運用されていること。〔F群〕

7-3：経営系専門職大学院の設置形態にかかわらず、教学、その他の管理運営に関する重要事項については、教授会等の経営系専門職大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されていること。〔F群〕

7-4：経営系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されていること。〔F群〕

7-5：企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等が適切に行われていること。〔F群〕

7-6：経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、どのようにそれらとの連携・役割分担を行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

本学においては、学長が本学の全般に関する管理運営をつかさどり、運営組織として教授会を設置し、その下に各委員会を配置している。また、事務組織として事務局を置いている。

教授会は本学の最高意思決定機関であり、専任の教授、准教授により構成される。また、事務局からも事務局長と事務局員 1 名が出席し、教授会の決定について一体となった行動ができるようにしている。ただし、教授会における決定権は有しない。教授会はほぼ毎月 1 回（原則として、8 月、9 月は休会）開催している。

また、教授会のもとに配置される委員会は次のとおりである。

教務委員会、入試委員会、学生委員会、特別奨学金制度委員会、ハラスメント対策委員会、人事委員会、FD委員会、研究年報編集委員会、施設委員会、図書委員会、自己点検・評価委員会、将来計画検討委員会、情報公開委員会、研究倫理委員会

以上のように、本専攻を管理運営するための固有の組織体制を整備している。（評価の視点 7-1）
管理運営組織については、学則第 8 条において次の組織を置くことを規定している。

「第 8 条 本学に、教授会、委員会及び事務局を置く。」

次に教授会の設置については、学則第 9 条に定め、次の事項を審議することとしている。

「第 9 条 教授会は毎月 1 回、開催することを原則とする。

2 教授会は本学の学長、本学専任の教授及び准教授により構成される。但し、必要に応じて、本学専任の助教及び講師、その他の本学職員を加えることができる。

3 教授会の議長は、本学の学長とする。但し、学長が必要と認めるときは、議長代理を選任

することができる。

4 教授会は次の事項を審議する。

- (1) 本学の教育に関する事項
- (2) 本学の教員人事に関する事項
- (3) 本学の学生に関する事項
- (4) 本学の研究に関する事項
- (5) 本学修了の認定に関する事項
- (6) 本学学則その他学内諸規程に関する事項
- (7) 本学の自己点検・自己評価に関する事項
- (8) その他、本学に関する重要事項

教授会のもとに置く委員会については、学則第 10 条に次のように規定している。

「第 10 条 教授会は、教育、研究、校務等の円滑な運営を図るため、学長に意見を具申し又は教授会の諮問に応じて審議する機関として、委員会を置くことができる。委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。」

また、教授会に関する取り決めおよび教授会のもとに置く各委員会などの学内規程を次のように定めている。これらの学内規程は必要に応じて、随時、見直しを行っている。

(1) 管理運営に関する規程

- ・ 教授会規程
- ・ 施設委員会規程
- ・ 人事委員会規程
- ・ 情報公開委員会規程
- ・ 客員教授等選考規程
- ・ 自己点検・評価委員会規程
- ・ 将来計画検討委員会規程
- ・ 研究科長選考規程
- ・ 教員の採用及び昇任に関する規程
- ・ 教員の昇任に関する申し合わせ事項

(2) 教務・学生に関する規程

- ・ 教務委員会規程
- ・ 入試委員会規程
- ・ 特別奨学金制度委員会規程
- ・ 授業科目の履修に関する規程
- ・ 他の大学院において履修した授業科目の単位認定に関する規程
- ・ 納付金規程
- ・ 特別奨学金に関する規程
- ・ 学年担任制規程
- ・ F D 委員会規程
- ・ 学生委員会規程
- ・ 学位規程
- ・ 試験及び成績評価に関する規程
- ・ 奨学生に関する規程
- ・ 再入学に関する規程
- ・ ハラスメント対策に関する規程

(3) 研究活動に関する規程

- ・ 研究年報編集委員会規程
- ・ 研究倫理委員会規程
- ・ 研究倫理規準

以上の規程等にしがって、教授会および各委員会が運営されている。(評価の視点 7-2)

教学、その他の管理運営に関する重要事項については、各委員会で検討後または直接に専任の教授および准教授で構成される教授会において審議され、その決定が尊重されている。ただし、下記の事項については、業務の遂行上、大原学園本部との連携が必要となるため、教授会に出席する学長（法人の理事を兼務）を通じて、教授会の意向を法人理事会に伝え、また、法人理事会側の意向を教授会に伝えて調整を図り、その上で最終決定を行うこととしている。法人理事会の最

終決定を必要とする事項は次のとおりである。

- ① 大学院運営上生ずる収支差額の補填を法人が行う件
- ② 専任教員の定年を70歳としているが、その後も継続して雇用する場合に法人理事会の承認を要する件
- ③ 校地・校舎の拡充などに伴う売買に関する件
- ④ 学則変更は教授会の議を経て法人理事会が承認する件

このように教学、その他の管理運営に関する重要事項については専任教員で組織する教授会の決定が尊重され、法人の最終判断を必要とする事項については法人理事会との連携により決定することとしている。以上のように教授会等の本専攻固有の専任教員組織の決定が尊重されている。(評価の視点7-3)

本専攻固有の管理運営を行う教員組織の長は研究科長となるが、その任免に関しては、大原大学院大学研究科長選考規程を定め、教授会の決定を尊重している。

次に規定の一部を抜粋して示す。

「第2条 研究科長の選考は、この規程により教授会の議に基づき学長が行う。

第3条 (略)

第4条 教授会は、本研究科の専任教員の中から、研究科長候補者を選挙により選考する。

第5条 第4条の選挙は、教授会構成員の3分の2以上が出席する教授会において単記無記名投票により行い、出席者数の過半数の得票者を持って候補者とする。

2. 得票過半数の者がいないときは、得票多数の者2人(得票同数の者があるときは2人を超えても被選挙人に加える。)について、更に投票を行い得票多数の者を研究科長候補当選者とする。ただし、得票同数の場合は、年長者を選ぶ。」

これらの規定にしたがって、教授会において研究科長の任免を行っている。(評価の視点7-4)

企業、その他外部機関との連携・協働であるが、現在のところ、会計大学院協会が監査法人との協定により実施するインターンシップに学生を参加させるといった活動を行うにとどまり、本学が企業等と直接連携・協働を行っている実績はない。よってこのための協定、契約などの決定・承認や資金の授受・管理なども行われていない。なお、日本学術振興会から専任教員の科学研究費の管理を依頼されているが、これについては事務局の専任職員1名を充て、適切に管理している。また、本学は会計研究科会計専攻のみを設置する大学院大学のため、他に学部・研究科などを設置していない。そのため、それらとの連携・役割分担を行うことはない。(評価の視点7-5、7-6)

<根拠資料>

- ・資料1-2：2014年度会計研究科ガイドブック(2014年度4月入学生用)
pp.205-206 大原大学院大学学則 第8条、第9条、第10条
- ・資料2-8：大原大学院大学 教授会・委員会規程集
- ・資料3-1：大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程
- ・資料3-2：大原大学院大学客員教授等選考規程
- ・資料3-3：大原大学院大学における教員の昇任に関する申し合わせ事項
- ・資料1-2：2014年度会計研究科ガイドブック(2014年度4月入学生用)
【付録】学則・諸規程等

- pp. 205-214 大原大学院大学学則
- pp. 215-216 大原大学院大学学位規程
- pp. 217-221 大原大学院大学授業科目の履修に関する規程
- pp. 222-224 大原大学院大学試験及び成績評価に関する規程
- p. 225 大原大学院大学他の大学院において履修した授業科目の単位認定に関する規程
- p. 226 大原大学院大学学年担任制規程
- pp. 227&228 大原大学院大学納付金規程
- p. 229 大原大学院大学奨学金に関する規程
- pp. 230-232 大原大学院大学ハラスメント対策に関する規程
- pp. 233&234 大原大学院大学再入学に関する規程

- ・資料 7-1 : 大原大学院大学研究科長選考規程
- ・資料 7-2 : 大原大学院大学研究倫理規準
- ・資料 5-1 : 大原大学院大学特別奨学金に関する規程
- ・資料 7-3 : 委員会人事一覧表
- ・資料 7-4 : 第 61 回教授会 議事要録 (抜粋)
「任期満了に伴う研究科長の選出の取り扱い」
第 71 回教授会 議事要録 (抜粋)
「研究科長の選出について」

項目 22 : 事務組織

各経営系専門職大学院は、基本的な使命 (mission)、固有の目的の実現を支援するため、適切な事務組織を設け、これを適切に運営することが必要である。なお、固有の目的の実現をさらに支援するため、事務組織に関して特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-7: 適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していること。〔「大学院」第 35 条〕〔F 群、L 群〕

7-8: 事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されていること。〔F 群〕

7-9: 固有の目的に即して、事務組織とその運営にどのような特色があるか。〔A 群〕

<現状の説明>

本専攻の管理運営にあたる事務組織の設置とその職務の概要は学則第 11 条に次のように規定している。

「第 11 条 本学事務局に、その長として事務局長を置く。

2. 事務局は次の業務を担当する。

- (1) 本学の金銭収支に関する全ての事項
- (2) 本学学生の成績等に関する管理
- (3) 本学学生の就職に関するオリエンテーション等の就職支援
- (4) 本学の施設に関する管理
- (5) 本学学生の募集に関する広報活動
- (6) 本学を修了した者に関する管理
- (7) その他、本学学生に関する事務全般」

本専攻は収容定員 60 名、入学定員 30 名と小規模なため、事務組織もその使命・目的の実現を支援するために、小規模ではあるが、次のように適切に機能する組織となっている。

本専攻の事務組織は、専任事務職員 3 名（事務局長を含む）、図書室に図書室専門職員 1 名の合計 4 名と兼任職員（大原学園本部と本専攻の業務を兼務する者をいう。以下同じ。）10 名で構成されている。これらの者は業務内容により担当する部署を区分している。大学院としての管理運営に固有の業務については大学院事務局の専任職員が担当し、一般的な学校経営・運営事務は大学院の専任職員との連携のもと大原学園本部内の財務総務本部、広報営業本部、情報システム本部など事務部門に兼任職員を配置し、他の学校事務業務と兼務する方法により担当している。また、学生の就職支援などについては大学院の学年担任教員、学生指導担当専任職員と大原学園本部内の就職指導担当者が共同して指導に当たっている。こうした体制を敷くことにより、事務業務の効率化を図るとともに十分な機能を持たせている。（評価の視点 7-7）

本専攻の事務組織である事務局の職員 2 名は教授会に出席していることから、教授会の決定を熟知しており、また、教授会の求めに応じ、事務局が把握している管理運営に関する情報を教授会で報告している。本専攻は小規模であるため、教員との関係は緊密であり、教授会ないし教員との有機的連携が図られている。また、学長が大原学園本部の理事を兼ねていることから、教授会、事務局と大原学園本部との調整は適切に行われている。教員と大原学園本部で会議を持つときも、必要に応じて事務局職員が同席しているため、緊密な関係が保たれている。このように、教員組織、事務組織、大原学園本部との有機的連携が図られている。（評価の視点 7-8）

本専攻は会計専門職を目指す学生が入学してくることから、事務局職員に対して、大学院の授業などに関する相談だけでなく、公認会計士試験や税理士試験などの資格試験に関する相談をしてくるケースも多い。こうした場合、本専攻の事務局職員は会計分野の教育経験・知識を有している者が多く、かなり深い内容まで対応している。こうした点が事務組織としての特色である。（評価の視点 7-9）

<根拠資料>

- ・資料 1－2：2014 年度会計研究科ガイドブック（2014 年度 4 月入学生用）
p. 206 大原大学院大学学則 第 11 条
- ・資料 7－5：事務局の役割分担表

【7 管理運営の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

① 管理運営体制の整備、関係組織等との連携

大学院内での管理運営については円滑に行われている。ただし、第三者からの評価は認証評価以外には受けていないため、毎年、第三者からの評価意見を聴取する仕組みを構築する必要がある。

また、学校教育法、学校教育法施行規則の一部改正に伴い、文部科学省から「学長の最終権の担保」、「教授会の審議機関としての性格」などについて、内部規則・運用見直しの通知があるため、2015 年度の施行を目指して、内部規則などの見直しを行うことが必要である。

② 事務組織

昼間開講を前提とした現在の事務組織は十分機能しているが、2015年度から昼夜開講制への移行および土曜日の授業が行われるため、事務体制を見直して、学生サービスを十分確保するとともに、事務職員の負担増加を防止するための対策を構築する必要がある。

(2) 改善のためのプラン

① 管理運営体制の整備、関係組織等との連携

将来計画検討委員会において、第三者からの評価意見を聴くための外部評価委員会を設置することになっているため、これにより、外部からみた改善点や意見を聴取することとする。

② 事務組織

2015年度から昼夜開講制への移行および土曜日の授業実施に向けて、専任の事務職員の業務の見直しのほか、非常勤職員の配置などを行い、夜間を中心とする学生サービスに支障が生じないように努める。

8 点検・評価、情報公開

項目 23：自己点検・評価

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act（PDCA）サイクル等の仕組みを整備し、その教育研究活動等を不断に点検・評価し、改善・改革に結びつける仕組みを整備することが必要である。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要である。さらに、自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるとともに、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

8-1：自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、適切な評価項目・方法に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取組みとして実施していること。（「学教法」第109条第1項）〔F群、L群〕

8-2：自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備していること。〔F群〕

8-3：認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。〔F群〕

8-4：自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけているか。〔A群〕

8-5：固有の目的に即して、自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等にどのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本専攻においては、学則第13条に「本学は、教育研究水準の向上を図り、第1条に規定する目的を達成するため、本学の教育及び研究並びに施設及び設備等の状況について自己点検及び自己評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定し、同条第2項には、「前項の自己点検及び自己評価の項目並びにその実施体制については、別に定める。」と規定している。同学則にもとづき、自己点検・評価委員会規程が定められ、自己点検・評価委員会が中心となって、自己点検・評価作業を行っている。

同規程には、自己点検・評価委員会の任務を「委員会は、本学の教育研究に関する全学の活動状況並びに組織、施設・設備、運営の状況及び財政状況について、全学的な立場に立ち自己点検・評価を行い、学長に報告する」と規定している。本学は、会計研究科会計専攻の1研究科1専攻のみを設置する大学院大学であり、自己点検・評価委員会が全学的な自己点検・評価を行うほかは、それに連なる下部組織は存在しない。また、同規程には、委員会の職掌事項として、自己点検・評価項目の設定、資料の収集および分析、各部署に対する自己点検・評価の報告依頼及び提出された報告事項の確認、それらに基づく自己点検・評価、自己点検・評価のための調査研究などが規定されている。委員の選出についても、専任教員だけではなく、事務局職員および経営母体である学校法人大原学園理事会および評議員会の指名を受けた者と規定されており、教育研究活動だけではなく施設・設備、運営および財務状況も含めた全学的な点検・評価に相応しい委員によって構成されている。

2010年度に開学以来初となる経営系専門職大学院認証評価を受けることを機に、公益財団法人大学基準協会（以下、「大学基準協会」という）による経営系専門職大学院基準の項目および方法にしたがって2009年度に初めての全学的な自己点検・評価作業を行い、その結果を「2009年度点検・評価報告書」として2010年11月に大学ホームページに公表した。同認証評価の際、大学基準協会より「自己点検・評価は第三者評価と結び付けて行われるものに限定されるわけではなく、

教育研究の質向上のため組織的・継続的に行われていくべき性質のものであるため、実質的かつ継続的な自己点検・評価に取り組むことが必要である」旨の提言（検討課題）があり、本専攻は、認証評価によってではなく自主的に自己点検・評価を行い、その結果をもとに改善に努め、本専攻の質を自ら確実に保証することの重要性を再認識した。ただし、本専攻は小規模運営であり、毎年全学的な自己点検・評価作業を行うことは負担が大きいことも事実であるため、経営系専門職大学院認証評価（5年ごと）および大学評価（7年ごと）を主要な機会として、定められた評価項目にしたがって全学的な自己点検・評価作業を行い、その間の期間においては、そこで指摘された問題点や指摘事項に絞って自己点検・評価作業を行い、これらの成果を毎年点検・評価報告書として公表することが教授会において承認された。

これを受けた自己・点検作業の結果、2012年1月には、「2010年度点検・評価報告書（改善事項）」が、第三者大学評価を受けた2012年11月には「2011年度点検・評価報告書」が、また、2013年7月には「2013年度 経営系専門職大学院認証評価に関する改善報告書」（実質的には2012年度（までの）改善報告書）がそれぞれ大学ホームページに公表されている。

しかしながら、大学基準協会による2012年度の大学評価の際、再び「定期的かつ自主的な自己点検・評価が実施されておらず、学内の諸活動に対する内部質保証を確実に実行するための体制やシステムが整備されていないので、改善が望まれる。」旨の指摘（努力課題）を受けたことから、本専攻は自己点検・評価に対する認識が不十分であったことを反省し、内部質保証を確実に実行するための一つの仕組みとして、学外有識者5名程度から構成される外部評価委員会を設置することを教授会において決定した。その活動により今後は、認証評価を受ける年度に限らず学外からの評価を仰ぎその意見を反映させることが可能となる。

以上のように、本専攻は、法令（学校教育法第109条第1項）の定めにしたがい、自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、適切な評価項目・方法に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取り組みとして実施している。（評価の視点8-1）

次に、本専攻においては、自己点検・評価の結果を教育研究活動の改革・改善に繋げる機関として、将来計画検討委員会が設置されている。将来計画検討委員会規程には、将来計画検討委員会の審議事項を「委員会は、自己点検・評価委員会が点検・評価の過程において課題とした事項その他の改善すべき事項について審議する」と規定している。将来計画検討委員会が、自己点検・評価過程において指摘された問題点について原因の所在を明らかにして改善への方針を決定し、具体的な改善策の策定に着手あるいは、必要に応じて教務委員会や入試委員会、施設委員会などの各委員会に改善策の具体的な策定を委託する。そして改善の結果は、再び自己点検・評価作業によって検証される。以上のように、本専攻においては、内部質保証は自己点検・評価委員会と将来計画検討委員会という二つの委員会を中心に掌られている。（評価の視点8-2）

本専攻は、2010年度の大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価において、「経営系専門職大学院基準への適合」との評価結果を受けたが、その際には、3項目の勧告と21項目の問題点（検討課題）が付された。2013年7月には、これらの指摘に対する「改善報告書」を大学基準協会に提出したが、2014年3月の大学基準協会の「改善報告書検討結果」において、「これらの勧告及び問題点（検討課題）を真摯に受け止め、検討を重ね、改善を図ってきたことが確認できた」と評価されながらも、「改善が適切になされていると認められる」ものは勧告1項目および問題点（検討課題）9項目の合計10項目、「一層の改善が望まれる」ものは勧告2項目および問題点（検討課題）7項目の合計9項目であり、残りの問題点（検討課題）5項目については、「（改善がなされ

ているとは言えないため) 今後の改善が望まれる」との指摘を受けた。以下に一連の項目の詳細を示す。

<p>平成 22 年度 大学基準協会 経営系専門職大学院 認証評価結果</p>	<p>【勧告】</p> <p>(1) 貴専攻では設立以来、入学定員を下回る入学者数である状態が継続しており、2009（平成 21）年度では入学定員に対する入学者数の割合が 0.53、収容定員に対する在籍学生数の割合が 0.48 となっているため、適切な定員管理が求められている。貴専攻では、定員管理の改善方策として「将来計画検討委員会」においてカリキュラムの改訂等の対策を検討しているが、その有効性は未知数であり、定員管理に関する抜本的な改善が図られるべきである。</p> <p>(2) 貴専攻の学生専用の自習室について、現状では 3 人掛けの机が並べられているのみであるため、学生の利便性に配慮し、早急に仕切りやブース等により自習しやすい環境を整えることが強く求められる。</p> <p>(3) 学生の学修および教員の研究の便宜を図るため、貴専攻の教育・研究に必要な図書資料を計画的に整備すると同時に、電子ジャーナルやデータベースについても専門的な教育・研究に必要なものを整備されたい。また、他の大学や大学院、研究機関等との学術情報・資料の相互利用のための条件を早急に整備することが強く求められる。</p> <p>【問題点（検討課題）】</p> <p>(1) 貴専攻の使命・目的を実現するための中長期のビジョンあるいは戦略およびアクションプランが作成されていないため、それらの策定が望まれる。</p> <p>(2) 貴専攻の使命・目的および教育目標を検証する仕組みについて、現状では十分でないため、取り組みが望まれる。また、検証結果を改革・改善に繋げる仕組みを整備することが望まれる。</p> <p>(3) ビジネス界その他外部の意見については、個人的な繋がりによって情報を収集するだけでなく、組織的に外部の意見・要望を収集し、その反映を図り、ビジネス界の期待に応える学位の水準を担保することが望まれる。</p> <p>(4) 貴専攻では、科目ごとに履修できる学年を限定しているが、多様なバックグラウンドを持った学生が入学してくることに配慮し、すでに基礎的な知識を有している学生については、1 年次に「発展科目」や「応用・実践科目」の履修を可能とするような柔軟な教育課程の編成について検討が望まれる。</p> <p>(5) 貴専攻では、国際化に関する科目として「英文会計」および「国際財務報告基準概論」の 2 科目を開講しているが、国際的視野を持つプロフェッショナルな人材を養成する観点から、今後は、教育の国際化に関する方向性を明確にし、具体的なプログラムや取組みの計画を検討し、設定することが望まれる。</p> <p>(6) 試験やレポートの評価結果について、組織的なフィードバック体制を整備することが望まれる。</p> <p>(7) 学生による授業評価アンケートの結果について、学内において何らかの形で公表することが望ましい。</p> <p>(8) F D 活動に学生の意見を反映させる仕組みならびに授業評価の結果を教育の</p>
---	--

	<p>改善に繋げる仕組みの整備が必要である。また、学生の学習状況等や教員の活動についての情報を共有する仕組みの整備が望まれる。同様に、特色ある取組みについても、その状況を検証し、さらなる改善に結びつける仕組みを整備することが望ましい。</p> <p>(9) 修了生の進路については、大学の社会的責任の観点から修了者の進路等を公表するように検討することが望まれる。</p> <p>(10) 貴専攻の使命・目的および教育目標に即した教育効果の評価については、大学院からのアウトプットである公認会計士あるいは会計に密接な関係のある職に就くことによるのみ評価されるだけでなく、そこに至るまでの中間的な指標による測定によっても部分的な評価ができるため、教育効果の評価と評価結果の有効活用が図られる体制を整備することが望まれる。</p> <p>(11) 専任教員の年齢構成に偏りがあることをはじめ、教員組織編制に関する問題点が見受けられることから、今後は、バランスに配慮した人事を行うことが望ましい。</p> <p>(12) 専任教員が担当する授業科目は週平均で1.2科目(2単位科目)と少ないことは、教育の充実の観点からは問題があり、専任教員の担当科目数を増加させることが必要である。</p> <p>(13) 貴専攻の専任教員の研究活動の活性化を図るため、研究専念期間等の制度を整備し、専任教員が研究に専念できる機会を保証することが望ましい。</p> <p>(14) 専任教員の教育活動、研究活動ならびに大学院運営への貢献等について適切に評価する仕組みを整備することが望ましい。</p> <p>(15) 身体に障がいのある者に対応した施設および支援体制の整備を進めることが望ましい。</p> <p>(16) 貴専攻では、学校法人大原学園本部の制度を利用したキャリア教育の開発や進路相談等が行われているが、貴専攻独自の制度等は整備されていないため、学生生活に関する支援・指導体制を継続的に検証する仕組みを確立することが望ましい。</p> <p>(17) 貴専攻では、教員の研究室が設けられているものの、個室としては機能が不十分であり、プライバシーが守られ、通常の教育・研究活動等にふさわしい施設とはいいがたいため、対策が必要である。</p> <p>(18) 身体に障がいのある者に対する施設面での配慮についてさらに検討することが望ましい。</p> <p>(19) 自己点検・評価は、第三者評価と結びつけて行われるものに限られているわけではなく、貴専攻における教育・研究の質向上のために組織的・継続的に行われていくべき性質のものであるため、実質的、かつ、継続的な自己点検・評価に取り組むことが必要である。また、自己点検・評価の結果を教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備し、改善・向上に有効に結びつけることが期待される。</p> <p>(20) 自己点検・評価の結果については、2010(平成22)年11月に公表するとしているが、適切な方法で公表することが期待される。</p>
--	---

	<p>(21) 貴専攻において、学内外からの要請による情報公開に対応するため、規程および体制を整備することが望まれる。さらに、規程等により、情報公開の範囲の定義を明確にしたうえで、情報公開の効果の検証に取り組むための仕組みを整備することが期待される。</p>
<p>平成 25 年 7 月 「改善報告書」の提出</p>	<p>【勧告】</p> <p>(1) 以下に説明する方策が一定の効果을あげていると考えられるものの、本学の入学定員に対する入学者数の割合は、2010 年度 0.37、2011 年度 0.27、2012 年度 0.37、2013 年度 0.30 であり、改善には至っていない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. カリキュラムの刷新 2. 特別奨学金制度の創設 3. 養成する人材像の修正 4. 留学生の開拓 5. 一般企業への就職を目指す新卒大学生の開拓 6. 論文指導の開始 7. 入試制度の改編 <p>(2) 2011 年3 月に学生専用の自習室の各机を仕切りで覆う工事を行った。</p> <p>(3) 指摘事項への対応を検討するため、教員と図書室専門職員で構成する図書委員会を 2009 年 11 月に設置し、対応を行うこととした。</p> <p>なお、対応にあたっては、本大学院の図書室のスペースなどを考慮し、電子媒体の充実を優先して改善に努めることとした。</p> <p>【問題点（検討課題）】</p> <p>(1) 本大学院の使命・目的を達成するため、以下の中長期のビジョンを策定した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 高度の専門的職業能力を身につけるためのカリキュラムの充実 ② 理論と実務を融合させるために社会人学生の積極的な受け入れ ③ 国際社会の発展に寄与するための留学生の受け入れ体制の充実 ④ 教育・研究施設の充実 <p>また、上記の中長期のビジョンを達成するための具体的なアクションプランを、以下の通り策定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①□演習科目の充実と論文指導の開始 高度の専門的職業能力を身につけるために、2013 年度よりカリキュラムを変更し演習科目を設置した。また、2014 年度より、財務会計及び租税法に関して論文指導を開始することにした。 ② 社会人学生の受け入れ体制の検討 ③ 留学生支援体制の強化 ④ 電子資料入手サービスの充実 <p>(2) 従来は、使命・目的及び教育目標の達成度を、公認会計士試験の合格状況、会計系職種への就職状況のみで検証していたが、さらに米国公認会計士試験合格、税理士試験合格も加えて本学の修了生が最終的に目標達成する割合を検証することにした。また、2012 年度より、本学の教育目標が達成されているかどうかを検証するために、修了生を対象にしたヒアリングを開始している。以</p>

	<p>上のような改善を加えて、教育目標達成を検証する仕組みとした。</p> <p>検証結果を改革・改善に繋げる仕組みとしては、将来計画検討委員会による検討を行い、教授会や関係する委員会に提案することにより確保されるようにした。</p> <p>(3) ビジネス界その他外部の意見や要望の聴取は行っていない。今後、十分な就職実績を積んだ状況において、外部の意見や要望の聴取を行うことにしている。</p> <p>(4) 2011 年度より、各科目の担当教員の許可を得た上で、配当年次に係わりなく科目履修が行えるようにした。</p> <p>(5) 2012 年度からのカリキュラムの改正において、I F R S 関係の科目を増設、また新科目「ビジネスプレゼンテーション」（英語によるプレゼンテーション指導）を設置するなど国際性に配慮した科目を取り入れるといったことは行った。しかし、教育の国際化に関する方向性を明確にするまでには至っていない。</p> <p>(6) 定期試験の評価結果については、教授会において、科目別・学生個人別の集計結果を報告し、教員間の情報共有を図り、成績評価の偏りの是正、学生一人ひとりの学習状況の把握を行っている。なお、成績が不良な学生の場合は、担任教員が各セメスターの最初に行う面談や必要に応じて行う個別面談を通じて指導にあたっている。</p> <p>(7) 授業アンケートの全科目の集計結果については、教授会において報告し、また、全科目の集計結果を教室内に掲示することにより、学生に対しても公表している。</p> <p>(8) 授業アンケート集計結果について担当教員に所感（感想、対応等）を記載した回答書の提出を義務付け、さらに、改善すべき重大な問題を有すると考えられる教員については、研究科長がFD委員長、教務委員長とともに当該教員の面接を行い、改善指導を行っている。また、授業アンケートの全授業の集計結果を教授会に報告し、必要に応じて全学的な問題点についての検討を行うこととした。さらに、今後は修了生、在学生のヒアリングを実施するため、そこで聴取した意見をFD活動の改善に繋げる予定である。</p> <p>(9) 大原大学院大学情報の公開に関する要項を定め、教育研究活動等の状況について公開する情報の範囲を明確化した。これに伴い、修了生の進路等も本学ホームページに公表している。</p> <p>(10) 高度会計専門職業人の輩出実績が蓄積されるまで、教育効果を評価する代替的方策として、学生の自己評価による学習達成度を採用することとする。そのために、授業アンケートに学生の自己評価による学習達成度の評価に関する部分を新設し、また、修了生と教員による意見交換会を行った。</p> <p>(11) 年齢構成については抜本的には改善されていないが、2012 年度からあらたに40 歳代の専任教員を1名採用するなど、若返りを図っている。また、2011 年度からあらたに女性専任教員を1名採用し、2013 年度現在専任教員14名中2名が女性となっている。</p> <p>(12) 2012 年度のカリキュラムの改正にともない、専任教員の担当する授業科目</p>
--	--

	<p>数は、2013 年度現在、週平均で1.9 科目（年間担当科目数平均3.8 科目）に増加している。</p> <p>(13) 研究専念期間等の研究に専念できる機会を保証する制度は設けていない。</p> <p>(14) 専任教員の教育活動、研究活動ならびに大学院運営への貢献等について適切に評価する仕組みを整備するまでには至っていないが、「大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程」中の昇任に係わる部分に関して必要な事項を、「大原大学院大学における教員の昇任に関する申し合わせ事項」として定め、昇任にあたって必要な研究活動の要件のほか、教育および運営に関する貢献も考慮されることを明確にした。</p> <p>(15) 現在までのところ、身体に障がいのある者に対応した施設および支援体制の整備は進展していない。今後、学生の増加により、校舎移転を行う場合には、身体に障がいのある者に対応した施設等の整備を図ることとする。</p> <p>(16) 新たに学生委員会（教員と学生指導を担当する事務局職員で構成）を設置した。これにより修学支援、生活支援、進路支援体制を継続的に検証し、その向上に向けて必要な改善措置を行う仕組みを確立した。</p> <p>(17) 大きな改修を予定していない。ただし、教員間の相談や学生が研究室に相談に来た場合のプライバシーを確保するため、職員控室（1号館3階、研究室に隣接）を個別面談室として利用できるように用途変更を行った。</p> <p>(18) (15) に同じ。</p> <p>(19) 経営系専門職大学院認証評価および機関別認証評価を主要な機会として、定められた評価項目にしたがって定期的に全学的な自己点検・評価作業を行い、その間の期間においては、そこで指摘された問題点や指摘事項に絞って自己点検・評価作業を行うこととする。</p> <p>また、自己点検・評価の結果を教育研究活動の改革・改善に繋げる機関として、将来計画検討委員会を設置した。将来計画検討委員会が、自己点検・評価過程において指摘された問題点について原因の所在を明らかにして改善への方針を決定し、具体的な改善策の策定に着手あるいは他委員会にそれを委託することとしている。</p> <p>(20) 2009 年度の点検・評価報告書（本文）は、予定通り2010 年11 月に、本学ホームページに掲載し広く社会に公表した。また、その後の自己点検・評価の結果も本学ホームページでの公表を行っている。</p> <p>(21) 大原大学院大学情報の公開に関する要項を定め、情報公開委員会をあらたに設置した。同委員会により、教育研究活動等の状況について公開する情報の範囲を明確にし、本学ホームページにおいて公開している。</p> <p>なお、情報公開の効果の検証についてはウェブ等で学外から広く意見を求め、それらにもとづき、情報公開委員会で情報公開の程度が十分に説明責任を果たしているか検証することとしているが、現在のところ、機関別認証評価での指摘事項の改善等を行うにとどまる。</p>
<p>平成 26 年 3 月 「改善報告書検討結果」</p>	<p>【勧告】 (1) カリキュラムの刷新、特別奨学金制度の創設、養成する人材像の修正、留学</p>

	<p>生の開拓、一般企業への就職を目指す新卒大学生の開拓、論文指導の開始、入試制度の改編などの方策によって、定員管理の対策が講じられ、一定の効果が認められていることから、改善に向けた取組みがなされていると認められる。しかし、入学者数の割合は依然として低迷しており、一層の改善に取り組むことが必要である。</p> <p>(2) 改善が適切になされていると認められる。</p> <p>(3) 教員と図書室専門職員で構成する図書委員会を設置し、データベース等の導入に努めるとともに、電子媒体による文献の充実を図ってきたことから、改善に取り組んできたことは認められる。しかし、図書資料（蔵書・雑誌）の計画的な整備、他の研究機関等との学術情報・資料の相互利用に関する条件の整備については、十分とはいえないことから、一層の改善が必要である。</p> <p>【問題点（検討課題）】</p> <p>(1) 改善が適切になされていると認められる。</p> <p>(2) 改善が適切になされていると認められる。</p> <p>(3) 修了生の就職実績が乏しいことを理由に、認証評価後においても、ビジネス界その他外部の意見や要望の聴取を行っていない。このことから、指摘事項に対する改善がなされているとはいえないため、今後、改善に取り組むことが望まれる。</p> <p>(4) 改善が適切になされていると認められる。</p> <p>(5) 国際財務報告基準（IFRS）に関する科目を増設するとともに、「ビジネスプレゼンテーション」を設置するなど国際性に配慮した科目を取り入れるカリキュラム改正を行っており、改善に向けた取組みがなされてきたと認められる。しかし、教育の国際化に関する方向性を明確化するまでには至っていないことから、一層の改善が望まれる。</p> <p>(6) 改善が適切になされていると認められる。</p> <p>(7) 改善が適切になされていると認められる。</p> <p>(8) 授業アンケートの意見をFD活動に反映させる仕組みを整備し、教授会を通じて情報を共有する仕組みを整備しており、改善に向けた取組みがなされてきたと認められる。しかし、特色ある取組みについては、組織的な改善につなげる仕組みの実施状況が不明であり、一層の改善が望まれる。</p> <p>(9) 改善が適切になされていると認められる。</p> <p>(10) 改善が適切になされていると認められる。</p> <p>(11) 40歳代の専任教員1名を採用したほか、女性専任教員1名を採用することによって、教員組織編制に関する問題点に対応しており、おおむね改善がなされたと認められる。しかし、年齢構成については、改善の余地があるため、今後も検討していくことが望まれる。</p> <p>(12) 専任教員が担当する授業科目を約1.6倍（=1.9科目/1.2科目）に増加させており、改善に向けた取組みがなされていることは認められる。しかし、専任教員が担当する授業科目が週平均で1.9科目であることは、教育の充実の観点からは十分とはいえず、一層の改善が望まれる。</p>
--	---

	<p>(13) 認証評価後も研究専念期間等の制度を設けていないことから、指摘事項に対する改善は十分とはいえず、改善が求められる。</p> <p>(14) 「教員の採用及び昇任に関する規程」において、評価に必要な事項を定めることによって、教員評価に関して教育活動、研究活動、大学院運営への貢献等について考慮することを明確にしており、改善に向けた取組みがなされてきたことは認められる。しかし、適切に評価する仕組み自体を整備するまでには至っていないことから、一層の改善が望まれる。</p> <p>(15) 認証評価後も現在までのところ、身体に障がいのある者に対応した施設及び支援体制の整備は進展しておらず、指摘事項に対する改善がなされているとはいえない。そのため、今後の改善が望まれる。</p> <p>(16) 改善が適切になされていると認められる。</p> <p>(17) 認証評価後も現在までのところ、大きな改修が予定されておらず、指摘事項の改善がなされているとはいえない。そのため、今後の改善が望まれる。</p> <p>(18) 認証評価後も現在までのところ、身体に障がいのある者に対応した施設の整備は進展していない。このことから、指摘事項に対する改善がなされているとはいえないため、今後の改善が望まれる。</p> <p>(19) 経営系専門職大学院認証評価を受けてから機関別認証評価を受けるまでの期間において、当該認証評価で指摘された問題点や指摘事項に絞って自己点検・評価作業を行うとしている。また、自己点検・評価の結果を教育研究活動の改革・改善につなげる機関として、将来計画検討委員会を設置しており、改善に取り組んできたことが認められる。しかし、自己点検・評価は、第三者評価に限定されることなく、貴専攻の教育・研究の質向上のために行われるべきものであり、一層の改善が望まれる。</p> <p>(20) 改善が適切になされていると認められる。</p> <p>(21) 情報の公開に関する要項を定め、情報公開委員会を設置し、教育研究活動等の状況について、貴大学ホームページにおいて公開しており、おおむね改善がなされたと認められる。しかし、情報公開の効果の検証については、機関別認証評価での指摘事項の改善等を行うにとどまっており、一層の改善が望まれる。</p>
--	---

「一層の改善が望まれる」および「(改善がなされているとは言えないため) 今後の改善が望まれる」と指摘された項目については、引き続き現在まで改善に向けた作業が行われている。主なものを以下に示す。

・勧告 (1) 定員充足率について

改善案として示した方策が効果を表し、2014年度の入学定員充足率は0.70へと大幅にアップしている。さらに、アクションプラン(問題点(1)参照)に沿って夜間開講の態勢が整えられ、2015年度からは社会人学生の入学も増えるものと予想される。

・問題点(検討課題) (12) 専任教員の担当科目数について

カリキュラムの改編により、2014年度には、専任教員の担当授業科目は週平均で2.4科目に増加している。さらに、2015年度からの夜間開講により、週平均3~4科目になるものと見込まれる。

ている。

- ・問題点(検討課題)(13) 専任教員の研究専念機会の保証について
研究専念期間制度を設けることが、教授会において決定している。
- ・問題点(検討課題)(17) 教員の研究室について
2013年度末から2014年度初頭にかけて研究室の改修が行われている。
- ・問題点(検討課題)(19) 自主的な自己点検・評価作業について
認証評価時に限らず内部質保証を確実なものとするための外部評価委員会の設置が、教授会において決定している。

また、「改善が適切になされている」とされた点についても、そこにとどまらず、さらなる改善を図る努力を続けている。例えば、問題点(検討課題)(16)で指摘された、学生生活に関する支援・指導体制を継続的に検証する仕組みの確立については、学生委員会の設立によって一応の評価を得たが、そもそもこの指摘の背景には、キャリア教育の開発や進路相談等についての活動が不十分であるという認識がある。学生委員会の検証により、その後、以下のような改善の成果が得られている。

- ・就職支援については、大原学園の就職指導を担当する兼任職員と学生委員会の協議のもと、年間指導スケジュールを決定して、大学院の学生専用、公認会計士、税理士、一般企業など進路別の就職ガイダンスや、ビジネス・マナー研修、コミュニケーション研修、自己分析セミナーなどの就職活動のための講座を定期的で開催するようにした。また、留学生については、日本人学生とは別に就職ガイダンスを実施している。

- ・キャリア支援については、養成する人材像が、公認会計士、税理士、企業及び公的機関の財務部門のスペシャリストに拡充されたことを受けて、無料で受講できる課外学習制度に、米国公認会計士受験講座、英文会計講座、TOEIC TEST 対策講座を追加した。2014年には、留学生の修了生1名が米国公認会計士試験に合格し、日本の監査法人への就職を果たしている。

- ・経済的支援については、大学独自の1年次生への奨学金制度がなかったことから、2015年度よりの導入が決定している。

以上のように、本専攻においては、認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応するとともに、自己点検・評価の結果について、教育研究活動の改善・向上に適切に結びつけている。(評価の視点8-3、8-4)

なお、固有の目的に即した特色ある自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等については、現在までのところ進展していない。(評価の視点8-5)

<根拠資料>

- ・資料 ー : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/access2.html>
 - 大原大学院大学情報
 - 2009年度 点検・評価報告書
 - 大原大学院大学会計研究科会計監査専攻に対する認証評価結果
 - 2010年度 点検・評価報告書(改善事項)
 - 2011年度点検・評価報告書
 - 大原大学院大学に対する大学評価(認証評価)結果
 - 2013年度 経営系専門職大学院認証評価に関する改善報告書

改善報告書検討結果（大原学院大学会計研究科会計監査専攻）

<http://www.o-hara.ac.jp/grad/life.html>

→ 学生生活 無料受講制度（課外学習・入学前学習）

- ・資料 1－1：大学案内（2015年4月入学用）
p.20 無料受講制度（課外学習・入学前学習）
- ・資料 2－8：大原大学院大学教授会・委員会規程集
自己点検・評価委員会規程 将来計画検討委員会規程 外部評価委員会規程
- ・資料 5－3：第83回教授会議事要録（抜粋）【報告事項】学生の就職サポートの年間スケジュールについてと年間スケジュール表
- ・資料 5－4：就職指導実施報告書の見本
- ・資料 1－5：第84回教授会議事要録（抜粋）「昼夜開講制について」
- ・資料 3－5：第88回教授会議事要録（抜粋）「教員の研究専念期間について」
- ・資料 8－1：第88回教授会議事要録（抜粋）「自己点検評価作業に関する外部評価委員会の設置について」
- ・資料 8－2：第88回教授会議事要録（抜粋）「大学独自の奨学金制度について」

項目 24：情報公開

各経営系専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表することが必要である。また、透明性の高い運営を行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。さらに、情報公開について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

8-6：自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。（「学教法」第109条第1項）〔F群、L群〕

8-7：経営系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。（「学教法施規」第172条の2）〔F群、L群〕

8-8：固有の目的に即して、どのような特色ある情報公開を行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

本大学院はこれまでの自己点検・評価報告書及び認証評価の結果をホームページに「大原大学院大学情報」という項目を設けて掲載し、学内外に広く公表している。（評価の視点 8-6）

また、学校教育法施行規則第172条の2第1項に規定する教育研究活動等の状況について、ホームページに「大原大学院大学情報」という項目を設け、そのなかの「教育情報等の公開」において、下記の内容を学内外に広く公表している。

1. 教育研究上の目的
 - ・建学の精神と伝統 ・理念 ・教育上の目的 ・養成する人材像
2. 教育研究上の基本組織
 - ・教育研究組織図 ・事務組織図
3. 教員組織、教員数、各専任教員の経歴・業績等
 - ・資格別教員数、専門職大学院設置基準上必要な専任教員数と現在の教員数
 - ・各専任教員の経歴および業績

4. 入学者受け入れ方針、入学者数・在学者数、修了者数・公認会計士試験合格者数、就職等の状況
 - ・入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）
 - ・入学定員および入学者数、収容定員および在学者数
 - ・修了者数
 - ・公認会計士試験合格者数の推移
 - ・就職等の状況
5. 授業科目、授業内容、年間授業計画等
 - ・教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）
 - ・系統別授業科目一覧表
 - ・授業科目紹介
 - ・学年暦
6. 取得できる学位、修了要件単位数等
 - ・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
 - ・修了により取得できる学位
 - ・修了要件単位数
 - ・学位規程
7. 教育研究環境に係わる後者等の施設・設備等
 - ・校舎一覧
 - ・交通アクセス
 - ・施設紹介（教室、図書室、自習室）
8. 入学料、授業料等の学費
 - ・入学金・学費等の諸費用
9. 修学、進路選択、心身の健康などに係わる支援
 - ＜修学支援の状況＞・学習支援体制
 - ・奨学金
 - ・給付奨学金・貸与奨学金支給状況
 - ・無料受講制度（課外学習・入学前学習）
 - ＜進路選択支援の状況＞・就職指導
 - ・監査法人のインターンシップ
 - ・インターンシップ参加者の状況
 - ・無料受講制度（公認会計士試験受験講座・税理士試験受験講座等）
 - ＜修学選択支援の状況＞・学生を対象とした災害傷害保険
 - ・ハラスメント対策

なお、2012年度に受審した大学評価の際に学校教育法施行規則第172条の2第1項第三号に規定する教員の保有学位をホームページ上で公開していなかったことについて改善するよう指摘を受けていたが、情報公開委員会での検討を経て、現在では、修士以上の学位を公開している。また、すべての授業科目のシラバスの公開を行っている。（評価の視点8-7）

固有の目的に即した特色ある情報公開については現在までのところ進展していない。（評価の視点8-8）

＜根拠資料＞

- ・添付資料 ー : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/access2.html>
→ 大原大学院大学情報
教育情報等の公開
- ・添付資料 8-3 : 大原大学院大学情報公開に関する要項
- ・添付資料 8-4 : 2013年度第1回情報公開委員会議事要録
「本学ホームページ上で公開する教育研究等の情報公開の改善について」
第75回 教授会議事要録(抜粋)「情報公開の改善について」

【8 点検・評価、情報公開の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

① 点検評価について

認証評価によらずとも自己点検・評価の結果を確実に質の保証につなげる仕組みの整備ができて

いないこと。

② 情報公開について

現在のところ、自己点検・評価報告書、認証評価結果、教育情報等をホームページ上で公表しているが、各情報公開項目を点検し、たとえば、教育情報等の公開は過去何年間の情報を公表した方がよいかなど、再度検討を加えて、適切な情報公開にいつそう努める必要がある。

また、固有の目的に即した特色ある情報の公開については進展していない状況にあり、今後この課題にどのように取り組むかについて検討を行う必要がある。

(2) 改善のためのプラン

① 点検評価について

認証評価時に限らず内部質保証を実現するための、外部評価委員会の設置が決定している。

② 情報公開について

情報公開委員会において検討を行い、教育情報等の公開のうち、人数などの実績を公表する場合は過去5年間分のデータを公開し、情報利用者にとって、より判断に役立つ情報を提供することとする。

また、固有の目的に即した特色ある情報の公開については、他の会計専門職大学院の取り組みを参考として、2015年度中に方向性を確定することにしていく。

終章

本学は、2010年度の大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価において、3項目の勧告と21項目の問題点(検討課題)の指摘を受け、この改善に向けて、中長期ビジョン、アクションプランを策定して取り組んできた。

中長期ビジョン、アクションプランは以下のとおりである。

(1) 中長期ビジョン

- ① 高度の専門的職業能力を身につけるためのカリキュラムの充実
- ② 理論と実務を融合させるために社会人学生の積極的な受け入れ
- ③ 国際社会の発展に寄与するための留学生の受け入れ体制の充実
- ④ 教育・研究施設の充実

(2) アクションプラン

① 演習科目の充実と論文指導の開始

2013年度から2年次の前・後期で演習科目を2単位以上履修することにした。

2014年度から財務会計と租税法の論文指導を行うことにした。

② 社会人学生の受け入れ体制の検討

平日の夜間と土日の授業を実施することにした。実現のためにはカリキュラム変更を伴うので、3～5年の期間で行うことにした。

③ 留学生支援体制の強化

2013年度より就職支援体制を強化する。個別指導を前提として本人・学年担任・就職指導職員が連携して行うことにした。

④ 教育研究環境の整備

2012年度に図書環境を紙中心から電子中心に改善した。しかし、まだ充分とはいえない状態なので継続して環境整備を続けていく。

認証評価の際に指摘を受けた項目はすべて改善に向けて真摯に取り組んでいかなければならないものであるが、このなかでも勧告事項の最初にある「定員管理に関する抜本的な改善が図られるべきである。」との指摘、すなわち定員の充足が最大の懸案であった。現在の状況下では、公認会計士を目指す者は5年前くらいと比較すると大幅に減少し、公認会計士を中心とした会計専門職業人の養成だけでは定員充足を達成することはむずかしいと判断され、教育上の理念・目的、養成する人材像を見直し、税理士などを含むより幅の広い会計専門職業人の養成を目指すこととしたが、こうした取り組みが奏功し、2014年度には、定員充足率が0.70へと大幅にアップした。さらに2015年度からは昼夜開講制へと移行することに伴い、定員を充足できそうな状況にある。今後はいつその教育内容の充実を図り、学生の希望が実現できるように努めていく所存である。

「一層の改善が望まれる」および「(改善がなされているとは言えないため) 今後の改善

が望まれる」と指摘された項目については、引き続き現在まで改善に向けた作業が行われており、主なものは以下のとおりである。

① 問題点（検討課題）専任教員の研究専念機会の保証について

「貴専攻の専任教員の研究活動の活性化を図るため、研究専念期間期間等の制度を整備し、専任教員が研究に専念できる機会を保証することが望ましい。」との指摘を受けたが、2014年度の教授会において、研究専念期間制度を設けることが決定している。なお、小規模な大学院大学である本学においては、どのような制度がふさわしいかを熟慮し、制度を構築する。

② 問題点（検討課題）教員の研究室について

「貴専攻では、教員の研究室が設けられているものの、個室としては機能が不十分であり、プライバシーが守られ、通常の教育・研究活動等にふさわしい施設とはいいがたいため、対策が必要である。」との指摘を受けたが、2013年度末から2014年度初頭にかけて研究室の改修が行われ、完全個室化を実現した。

③ 問題点（検討課題）自主的な自己点検・評価作業について

「自己点検・評価は、第三者評価と結びつけて行われるものに限定されているわけではなく、貴専攻における教育・研究の質向上のために組織的・継続的に行われていくべき性質のものであるため、実質的、かつ、継続的な自己点検・評価に取り組むことが必要である。また、自己点検・評価の結果を教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備し、改善・向上に有効に結びつけることが期待される。」との指摘を受けたが、認証評価時に限らず内部質保証を確実なものとするために外部評価委員会を設置することが、教授会において決定している。

「改善が適切になされている」とされた点についても、そこにとどまらず、さらなる改善を図る努力を続けている。その一例を以下に示す。

① 問題点（検討課題）学生生活に関する支援・指導体制を継続的に検証する仕組みの確立について

学生生活に関する支援・指導体制を継続的に検証する仕組みの確立については、学生委員会の設立によって一応の評価を得たが、そもそもこの指摘の背景には、キャリア教育の開発や進路相談等についての活動が不十分であるという認識がある。学生委員会の検証により、その後、以下のような改善の成果が得られている。

・就職支援については、大原学園の就職指導を担当する兼任職員と学生委員会の協議のもと、年間指導スケジュールを決定して、大学院の学生専用、公認会計士、税理士、一般企業など進路別の就職ガイダンスや、ビジネス・マナー研修、コミュニケーション研修、自己分析セミナーなどの就職活動のための講座を定期的で開催するようにした。また、留学生については、日本人学生とは別に就職ガイダンスを実施している。

・キャリア支援については、養成する人材像が、公認会計士、税理士、企業及び公的機関の財務部門のスペシャリストに拡充されたことを受けて、無料で受講できる課外学習制度

に、米国公認会計士受験講座、英文会計講座、TOEIC TEST 対策講座を追加した。2014 年には、留学生の修了生 1 名が米国公認会計士試験に合格し、日本の監査法人への就職を果たしている。

・経済的支援については、大学独自の 1 年次生への奨学金制度がなかったことから、2015 年度よりの導入が決定している。

このようにできることから改善を行っており、少しずつではあるが、改善を進めている。しかしながら、指摘を受けた事項のうち、このほかにも改善しなければならない項目は多くあり、今後はこれに加えて外部評価委員会からの指摘、自己点検・評価委員会自ら認識した課題を含め、堅実に改善を進めていく所存である。